事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-01	戦略プラン	○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	建築紛争相談	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	宇野・谷川	内線	2838

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	建築紛争相談事務費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 7年度 ○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 53 （ 1978 ） 年度	根拠法令等	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	Ⅳ	環境先進都市
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成
	施策	02	快適な居住環境の形成

目的

中高層建築物の建築に伴い生じる日照阻害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。

対象者等

○高さ10mを超える建築物（中高層建築物）の建築主等（延べ面積10,000㎡超物件は東京都扱い）
○中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者
○中高層建築物による電波障害の影響を受ける者

内容

電話及び窓口にて随時相談を受け付け、建築紛争相談員が助言・指導などを行う。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する。（原則隔週月曜日、事前予約制）
当事者間の話し合いでは解決する見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合には、建築紛争調整員によるあっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図る。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、調停に移行するよう勧告することができる。

1　建築紛争調停委員（任期２年）　会長１名　委員３名
2　建築紛争調整員（任期２年）　４名
3　調停委員会議、調整員会議
4　第二ブロック調停委員等連絡協議会

経過

都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照阻害や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が，紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。

昭和53年12月 7日　荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定
昭和54年 2月15日　荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定
昭和57年 7月 9日　荒川区建築紛争調整員設置要綱制定
平成19年 9月27日　条例改正（建築主の説明会への出席を義務化）
令和 5年 4月　特別区調停委員等連絡協議会の解散、第二ブロック調停委員等連絡協議会の設立

必要性

近隣での建築行為等について不安を抱く区民に対して専門的な見地からアドバイスできる体制を整備しておくことは、大変重要である。また、調停委員会は裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、双方の話し合いの中で解決を図るものである。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	中高層建築物相談件数	776	902	771	800		
②	あっせん物件解決率（%）	100	0	100	100	100	5年度の物件は6年度に継続審議となったため、0%
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	近隣住民からの相談は、日照権や工事による騒音等の生活環境の保全に関することであり、これらに対し専門家の意見を参考に解決へと導くために必要な事業であるため、継続する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	2,732	2,611	2,610	2,564	1,992	1,548	1,552
決算額（7年度は見込み）	2,078	1,625	1,682	1,303	1,277	720	1,552

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
中高層相談件数	532	958	843	776	902	771	800
あっせん件数	1	2	1	1	3	0	1
専門相談件数	27	24	31	33	31	22	26
サポーター派遣件数	51	27	26	10	3	1	4

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	1,157	報酬	委員報酬	569	報酬	委員報酬	1,301
報償費	専門相談員	85	報償費	専門相談員	109	報償費	専門相談員	172
旅費	費用弁償	9	旅費	費用弁償	19	旅費	費用弁償	23
需用費	事務用品	28	需用費	事務用品	6	需用費	事務用品	33
負担金補助等	特別区・第二ブロック	0	負担金補助等	第二ﾌﾞﾛｯｸ調停委員等連絡協議会	0	負担金補助等	第二ﾌﾞﾛｯｸ調停委員等連絡協議会	23

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	9,548	8,580	▲ 968	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	36	25	▲ 11	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	84	106	22	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	184	0	▲ 184
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	184	0	▲ 184
賞与・退職給与引当金繰入額	807	589	▲ 218	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,291	▲ 9,300	991
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	10,475	9,300	▲ 1,175	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,291	▲ 9,300	991
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,291	▲ 9,300	991

備考	運営に係る給与関係費が行政費用の多くを占めている。
問題点・課題	『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』や『荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例』の整備により、近隣住民への事前周知は定着している。一方で、これらの条例に該当しない規模の集合住宅について、近隣住民への事前周知が定着していないことから、近隣住民から周辺環境への影響を懸念する声が増加している。相談内容は主に、建築基準関係法令と民法等、近隣トラブルに関することで、件数も高い水準で横ばい状態にある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	あっせんの継続開催、調停を開催し、紛争解決に向け区としてできる限りの調整を行う。	令和5年度のあっせん案件の継続調整を行った。そのうち１件は調停に移行し紛争解決に向けた対応を行った。	引き続き、紛争解決に向け、専門相談、あっせん、調停と段階を踏んで調整を行う。
②	増加傾向にある建築紛争の原因の分析を行い、対応策について研究を行う。	あっせんについて、早期に結論を導く方策の検討を行った。	予め職員で論点を整理した上で、あっせん等を実施する。
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	○平成20年1定　地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-02	戦略プラン	○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	宇野・谷川	内線	2838

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-05-01	建築審査会事務費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 7年度 ○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 58 （ 1983 ） 年度	根拠法令等	建築基準法第78条 荒川区建築審査会条例
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系		
分野	Ⅳ	環境先進都市
政策	08	良好で快適な生活環境の形成
施策	02	快適な居住環境の形成

目的

建築基準法に基づき設置している建築審査会の職務を通して、建築物に対する不服申し立てや可否・同意など、建築行政の公正な運営を図る。

対象者等

荒川区内に建築物を建築する者、当該建築物の関係権利者
建築基準関係法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者

内容

1　建築審査会の職務
①建築基準法に基づく特定行政庁の許可等に対する同意
②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決
③特定行政庁の諮問に応じての重要事項の審議
④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議
2　建築審査会委員
（任期２年）会長１名・委員４名・専門調査員１名
3　その他会議
全国建築審査会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、
特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議

経過

昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、第二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。

昭和58年 3月23日　荒川区建築審査会条例制定
昭和63年12月23日　荒川区建築審査会運営規程制定
平成11年 4月20日　建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）
平成14年 3月28日　荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申
平成19年 4月24日　荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告
平成27年 4月 1日　荒川区建築審査会条例一部改正（マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係）
平成28年 4月 1日　荒川区建築審査会条例一部改正（委員の任期）

必要性

建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため必要性は極めて高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	同意案件件数	3	2	2	3	3	目標値は、予測値として算定
②	審査請求（終結）件数	0	0	0	0	0	目標値は、予測値として算定
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	建築基準関係法令に基づく同意、審査請求に対する裁決を行う必要不可欠な機関であるため、継続して実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	1,654	1,663	1,837	1,760	1,639	1,634	1,772
決算額（7年度は見込み）	658	1,296	595	689	391	362	1,772

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
建築審査会開催数	4	10	3	4	2	2	3
同意案件件数	3	5	4	3	2	2	3
審査請求件数	1	2	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	267	報酬	委員報酬	222	報酬	委員報酬	1,317
報償費	裁決書作成	0	報償費	裁決書作成	0	報償費	裁決書作成	119
旅費	研修費	6	旅費	研修費	3	旅費	研修費	64
需用費	事務用品・図書購入	11	需用費	事務用品・図書購入	29	需用費	事務用品・図書購入	50
役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	97
使用料	建築審査会場	0	使用料	建築審査会会場	0	使用料	建築審査会会場	3
負担金	全国・特別区・第二ブロック	108	負担金	全国・特別区・第二ブロック会費	108	負担金	全国・特別区・第二ブロック会費	122

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	5,721	5,017	▲ 704
物件費	17	32	15
維持補修費	0	0	0
扶助費	0	0	0
補助費等	108	108	0
減価償却費	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	525	353	▲ 172
その他行政費用	0	0	0
行政費用合計(b)	6,371	5,510	▲ 861
特別費用(g)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0

勘定科目	5年度	6年度	差額
行政収入 地方税等	0	0	0
国庫支出金	0	0	0
都支出金	0	0	0
分担金及び負担金	0	0	0
使用料及び手数料	0	0	0
その他	0	0	0
行政収入合計(a)	0	0	0
行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 6,371	▲ 5,510	861
金融収支差額(d)	0	0	0
通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 6,371	▲ 5,510	861
特別収入(f)	0	0	0
当期収支差額(e)＋(h)	▲ 6,371	▲ 5,510	861

備考

附属機関の運営に係る給与関係費が行政費用を多くを占めている。

問題点・課題

住環境に係る問題は多様化・複雑化しており、安全・安心な生活環境を求める住民意識の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まっている。また、民事事案と建築基準法との線引きが困難であり、解決が難しい問題も増えてきていることから、事務局として、審査請求の提起に対応するため、常に準備しておく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、円滑な審査会運営に努める。	円滑な審査会運営を実施した。	円滑な審査会運営を継続する。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-03	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	住宅資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	加藤・若林	内線	2822

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	住宅建替え資金融資あっ旋事業費
	01-02-02	住宅増・修築資金融資あっ旋事業費
	01-02-03	住宅等取得資金融資あっ旋事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和　53　（　1978　）年度	根拠法令等	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱等
終期設定	● 有　○ 無　令和 11　（ 2029 ）年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系	分野	Ⅳ	環境先進都市
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成
	施策	02	快適な居住環境の形成

目的

良好な住環境の形成を行うため、以下の３つについて、区が金融機関に融資あっ旋及び利子補給を行う。
①居住する住宅の増・修築等に関わる改修工事の資金
②荒川区が実施する街づくり事業の施行により住宅等の取得が必要となる方の取得資金
③老朽家屋を除却して建替え等を行う方の建替え資金等

対象者等

①申込人及び同居人の所得が年間1,200万円以下で、区内に現に1年以上居住している方等
②対象となる街づくり事業に協力する方で、資金を自力で調達することが困難な方等
③除却しようとする老朽住宅の所有者等

内容

①住宅増・修築資金
　契約利率：0.95%　利子補給率：0.5%又は0.57%　返済期間：7年以内　限度額：20万～500万円
②住宅等取得等資金
　利子補給率：1.2%　利子補給期間：15年以内
　対象事業：都市計画道路事業、都市計画公園事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業
③住宅建替え資金
　利子補給率：1.5%　利子補給期間：融資契約期間の前半分（最長10年）　限度額：2,000万円

経過

昭和53年度　住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱制定
昭和60年度　環境改善事業移転資金融資あっ旋要綱制定
平成元年度　環境改善事業移転資金→住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱制定
　　住宅増・修築資金融資において、高齢者世帯向けを開始
平成 4年度　住宅建設・購入資金融資あっ旋事業実施要綱制定
平成17年度　住宅増・修築資金融資において、アスベスト除去を追加
平成25年度　住宅建設・購入資金→住宅建替え資金に名称変更。
　　老朽住宅の除却を伴うことを必須条件とする。
平成30年度　元金均等方式に対応
令和 5年度　住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱一部改正（対象事業の追加、廃止）

必要性

増・修築による快適な住環境の形成、老朽住宅の除却及び建替えによる防災性の向上、区のまちづくり事業の円滑な推進のため、必要な事業である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

事前相談→あっ旋申込→あっ旋決定→工事実施→融資実行→利子補給

指標	事務事業の成果とする指標名	4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	増・修築資金融資実行件数	1	6	2	6	4	新規実行件数とする。目標値は3か年平均を超える件数
②	住宅等取得資金融資実行件数	0	0	0	1	1	新規実行件数とする。目標値は3か年平均を超える件数
③	住宅建替え資金融資実行件数	3	3	1	6	4	新規実行件数とする。目標値は3か年平均を超える件数

事務事業の分類 7年度	事務事業の分類 8年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	助成制度のない増・修築や区の街づくり事業への協力、不燃化特区外での建替え等を行う区民を支援するために必要な事業であるため、継続して実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	5,613	4,980	2,679	1,490	20,494	17,455	16,557
決算額（7年度は見込み）	1,579	1,016	662	562	14,245	13,639	16,557

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
融資実行件数（合計）	10	13	8	4	9	3	13

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	8	需用費	消耗品費	12
負担金補助等	融資あっ旋利子補給（増・修築）	109	負担金補助等	融資あっ旋利子補給（増・修築）	121	負担金補助等	融資あっ旋利子補給（増・修築）	352
	融資あっ旋利子補給（取得）	483		融資あっ旋利子補給（取得）	381		融資あっ旋利子補給（取得）	907
	融資あっ旋利子補給（建替え）	13,653		融資あっ旋利子補給（建替え）	13,129		融資あっ旋利子補給（建替え）	15,286

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	3,776	1,998	▲ 1,778	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	0	9	9	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	14,245	13,631	▲ 614	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	363	147	▲ 216	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 18,384	▲ 15,785	2,599
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	18,384	15,785	▲ 2,599	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 18,384	▲ 15,785	2,599
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 18,384	▲ 15,785	2,599

備考	5年度から増・修築、取得、建替えの3事業を一本化した。
問題点・課題	事業の目標のため、本制度についてさらに周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	本制度について、さらに周知を行う。	区報やHPで本制度を周知するとともに、来庁者のうち、事業の対象になる相談者に内容を周知した。	引き続き、本制度について周知を行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-06	戦略プラン	○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	村山
		担当者名	高梨	内線	2828

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-97-98	都市防災不燃化促進事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 7年度 ○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和 58 （ 1983 ） 年度	根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
終期設定	● 有 ○ 無 令和 6 （ 2024 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	Ⅵ	安全安心都市
	政策	11	防災・防犯のまちづくり
	施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。

対象者等

事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建築する者。※宅地建物取引業者等は除く。

内容

＊不燃化助成制度の内容
(1)基本助成　1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞
　　4階以上の住戸面積に応じて助成。＜国・都・区＞
(2)加算助成　①共同化･協調化＜区単＞(100万円)
　　②除却助成費＜国・都・区＞
　　③三世代住宅＜国・区＞(120万円)
　　④仮住居・動産移転費＜国・都・区＞(48万円)
　　⑤賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円)

経過

昭和58年 7月　荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定
　　助成額最低保障･共同化加算制度実施
昭和60年 4月　三世代住宅加算制度実施
平成元年 5月　協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施
平成 4年 4月　賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施
平成21年 3月　荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱
　　及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定
平成26年 4月　荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正（除却助成費の新設）
＜事業実施地区＞
　補助90号線第三地区:H27.10～R7.3

必要性

建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物への建替えを誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率の向上に寄与し、早期に延焼遮断帯を形成するためにも実施し続ける必要である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

助成対象内定申請→審査→助成対象内定→工事着手→中間検査等→工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	地区不燃化率(%)（補助90号線第三地区）	68.0	69.1	70.0	70.3	70超	耐火・準耐火建築面積/総建築面積
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
休止・完了	休止・完了	不燃化率が70%を達成する見込みであることに加え、より手厚い不燃化特区事業の建替え助成を活用することで沿道建築物の不燃化を推進していくこととし、計画どおり令和6年度末をもって事業を終了した。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	22,777	20,770	15,353	15,293	21,361	24,633	0
決算額（7年度は見込み）	5,988	11,532	7,790	30	12,619	61	0

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
補助90号線第二地区（件数）	0	0	－	－	－	－	
補助90号線第三地区（件数）	2	2	2	0	1	0	

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
旅費	研修会旅費	36	旅費	消耗品購入等	36			
需用費	消耗品購入等	46	需用費	建設事業補助金等	25			
負担金補助等	建設事業補助金等	12,537	負担金補助等					

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	2,098	400	▲ 1,698	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	82	36	▲ 46	国庫支出金	5,752	0	▲ 5,752
維持補修費	0	0	0	都支出金	2,876	0	▲ 2,876
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	30	25	▲ 5	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	8,628	0	▲ 8,628
賞与・退職給与引当金繰入額	202	29	▲ 173	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 6,291	▲ 490	5,801
その他行政費用	12,507	0	▲ 12,507	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	14,919	490	▲ 14,429	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 6,291	▲ 490	5,801
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 6,291	▲ 490	5,801

備考	助成申請がなかったことに伴い、行政費用及び行政収入がともに減少した。
問題点・課題	令和6年度をもって事業を終了したが、地区の不燃化をさらに図っていくため、引き続き不燃化特区事業の建替え助成の活用及び東京都による特定整備路線補助90号線の整備を推進していく。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業の終了年度になることから、地権者への周知を徹底する。	事業終了について周知した。	事業終了に伴い不燃化特区事業及び補助９０号線の整備を推進する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 10 区　未実施 12 区　不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-07	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	加藤・若林・益田	内線	2824

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	分譲マンション対策費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　13　（　2001　）年度	根拠法令等	マンションの管理の適正化の推進に関する法律等
終期設定	○ 有 ● 無　（　　）年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系		
分野	Ⅳ	環境先進都市
政策	08	良好で快適な生活環境の形成
施策	02	快適な居住環境の形成

目的

分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発と住民への情報の提供を推進する。また、防災対策を行うべき分譲マンション管理組合に対して、防災力の向上のための支援を行い、居住者の在宅避難等を推進する。

対象者等

区内の分譲マンション管理組合、区分所有者及び購入予定者

内容

1　分譲マンションセミナー　　年2回（講義とテーマ別グループ情報交換の2部形式）
2　コンサルタント派遣制度　　1団体につき、助言派遣・相談派遣　各3回(計6回）まで
3　マンション管理状況届出制度（東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例）
4　分譲マンションに関する相談（都制度等の普及・活用、情報提供の充実）
　・管理アドバイザー制度　・建替え・改修アドバイザー制度　・マンション専門相談
5　マンション管理適正化推進計画
　本計画に基づき、管理状態の良好なマンションの管理計画の認定（マンション管理計画認定制度）、管理不全のマンションに対する助言・指導等を行う
6　防災対策助成
　改修工事が必要となるもの、共助のための資器材配備、自助を補完する共同備蓄品配備に対して、費用の一部を助成する

経過

平成11年度　荒川区分譲マンション実態調査実施
平成13年度　分譲マンションセミナーを年1回実施
平成18年度～　分譲マンションセミナーを年2回・2部（講演会＋交流会）形式に変更
平成21年度　荒川区マンション実態調査実施
平成30年度　東京都マンション条例施行
令和 2年度　同条例に基づく届出申請・助言通知・督促通知の開始
令和 3年度　2回目の督促通知、マンション条例に基づく調査委託の実施
令和 4年度　マンション実態調査の実施
令和 5年度　マンション管理適正化推進計画の策定、マンション管理計画認定制度の運用開始
令和 7年度　分譲マンション防災対策支援制度の開始

必要性

分譲マンションは管理組合等が適正な管理を自立して行う必要がある。しかし、区分所有という特殊性等から、法律等に関する専門知識が必要なことや、災害時のマンション特有の被害への事前の備えや対策も必要になるため、支援・啓発活動等が必要不可欠である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

①区内分譲マンション管理組合への各種情報の送付、セミナーでの啓発　②管理組合等への専門家派遣
③管理計画の認定に向けた支援　④区報・ＨＰ掲載　⑤個別訪問による事業周知、啓発

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	管理計画認定マンション棟数	－	2	11	17	20	目標値は管理適正化推進計画のR10年度目標値（R5～累計値）
②	コンサルタント派遣利用件数	4	9	8	10	10	目標値は管理適正化推進計画のR10年度目標値（管理組合数）
③	分譲マンション防災対策支援制度利用件数	－	－	－	150	300	利用管理組合累計数

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	管理組合による分譲マンションを適切に維持管理できることや発災時の在宅避難を円滑に進めるためのマンション防災対策を目的とした事業であるため、重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	452	968	925	16,424	2,031	1,389	57,016
決算額（7年度は見込み）	302	408	583	11,410	601	766	57,016

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
コンサルタント派遣件数（延べ件数）	5	7	8	4	8	8	37
防災対策工事支援事業	－	－	－	－	－	－	2
資器材配備支援事業	－	－	－	－	－	－	72
共同備蓄品配備支援事業	－	－	－	－	－	－	115

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼・コンサルタント	351	報償費	講師謝礼・コンサルタント	330	報償費	講師謝礼・コンサルタント	982
需用費	セミナー賄い、事務用品、印本費等	139	需用費	セミナー賄い、事務用品、図書費	189	需用費	セミナー賄い、事務用品、図書費	68
役務費	郵送料	112	役務費	郵送料	247	役務費	郵送料	250
委託料	未届マンション調査	0	委託料	未届マンション調査	0	委託料	未届マンション調査	216
委託料	推進計画パンフレット等	0				負担金	防災対策助成	55,500

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	13,846	11,986	▲ 1,860	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	251	436	185	国庫支出金	137	117	▲ 20
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	351	330	▲ 21	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	137	117	▲ 20
賞与・退職給与引当金繰入額	1,332	883	▲ 449	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 15,643	▲ 13,518	2,125
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	15,780	13,635	▲ 2,145	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 15,643	▲ 13,518	2,125
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 15,643	▲ 13,518	2,125

備考

「マンション防災マニュアルの作成の手引き」（冊子）を作成、配布したため物件費が増加している。

問題点・課題

・マンションが管理不全に陥らないよう、法律や専門知識等に基づき、適正な維持管理を継続する必要がある。
・マンションの適切な管理（管理規約・長期修繕計画等）を確保するため、管理組合や住民のマンション管理に対する意識を高めるよう支援する必要がある。
・在宅避難を円滑に行うために必要となる日常的な備蓄や、平時からの備えなどの防災対策に関する意識が高まるよう支援する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	セミナーの開催通知の送付およびセミナーの場をマンションの適正管理等に関する情報提供の場として活用する。	セミナーにおいて、マンションの管理運営に関する講義のほか、参加者同士が交流できる場を設けた。	分譲マンション管理組合向けに、適正管理や防災対策等に関する啓発チラシを作成・配布し、情報提供を行う。
②	管理計画の認定申請予定マンションの管理組合等に対し、認定に導けるよう、相談対応等の支援を行う。	管理計画の認定申請のあったマンションの管理組合等に対し、相談対応等の必要な支援を行った。	管理計画の認定申請予定マンションの管理組合等に対し、認定に導けるよう、相談対応等の支援を行う。
③	在宅避難を行うために必要となる備蓄や防災対策に関する、周知、啓発を行う。	マンション防災マニュアルの手引きを作成・配布し、共同備蓄の必要性など防災対策に関する周知、啓発を行った。	分譲マンション防災対策支援制度を積極的に周知し、管理組合による自主的な防災対策の支援を行う。

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

※分譲マンションの適正管理（管理計画認定制度など）

議会質問状況（要旨）

・平成27年度２月会議　マンション等の老朽化への対応
・平成28年度２月会議　管理不全マンションの対策について
・令和元年度９月会議　マンション問題について
・令和元年度11月会議　マンションの水害対策支援について
・令和 6年度決算特別委員会　マンション防災対策について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-08	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	加藤・古川・池ノ谷	内線	2822

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-01	木造建物耐震化推進事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　17　（　2005　）年度	根拠法令等	耐震改修促進法、荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領
終期設定	● 有　○ 無　令和　7　（ 2025 ）年度		
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系		
分野	Ⅵ	安全安心都市
政策	11	防災・防犯のまちづくり
施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

昭和56年5月以前に建築された木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。

対象者等

・昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者
・昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された平家建て又は2階建ての木造在来軸組工法の建物（以下「グレーゾーン住宅」という。）の所有者　※下記内容欄○とある項目を補助対象とする

内容

1　補助対象建物
　戸建住宅等・賃貸アパート・診療所・町会事務所
2　補助内容
　補助金は、戸建住宅の場合、次のとおり
　・耐震診断費の10/10（限度額30万円）：○
　・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円）：○
　・耐震補強工事費の4/5（限度額180万円）：○
　・耐震建替え工事費の4/5（限度額200万円）
　・耐震除却工事費の4/5（限度額180万円）
　・防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ
　・耐震シェルター等設置工事の9/10（限度額50万円）:高齢者又は障害者世帯のみ：○

経過

平成17年 5月　木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定
平成20年12月　要綱・要領全部改正（対象建物用途の拡充）
平成21年 6月　要綱一部改正（高齢者世帯優遇の導入）
平成25年 3月　要綱・要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設）
平成27年 3月　要綱一部改正（防火耐震補強工事補助の新設他）
平成28年 3月　要綱一部改正（高齢者世帯の対象の拡充）
平成29年 3月　要綱一部改正（防災ベッド設置支援の拡充）
令和元年 6月　要綱一部改正（除却工事支援事業の新設他）
令和 3年 3月　要綱一部改正（補強工事支援・建替え工事支援・除却工事支援の拡充他）
令和 6年 4月　要綱一部改正（グレーゾーン住宅の対象の拡充、耐震シェルター等設置支援の拡充）
令和 7年 3月　要綱一部改正（グレーゾーン住宅を耐震シェルター等設置支援の対象に拡充）

必要性

狭あい道路が多い木造住宅密集地域において、大規模地震発生後に建物倒壊、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがあるため、木造建物に対し耐震化支援を行い、安全性を確保する必要がある。耐震改修促進計画の目標である耐震化率95%を実現するための重要な支援策である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　● 会計年度任用職員 ）

補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震改修等着手→耐震診断、耐震改修等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	耐震診断支援事業（件）	29	25	35	34	40	実績の件数（年毎）
②	耐震補強工事支援事業等（件）	5	2	2	2	4	実績の件数（年毎）
③	耐震建替え・除却工事支援事業（件）	20	19	21	30	30	実績の件数（年毎）

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、木造建物の耐震化促進するために必要な事業であるため、重点的に推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	61,650	62,950	69,150	81,997	64,749	72,749	86,849
決算額（7年度は見込み）	56,819	49,520	48,689	59,088	57,088	50,942	86,849

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
耐震診断支援事業（件）	31	35	26	29	27	35	34
耐震補強設計支援事業（件）	0	4	1	3	1	3	3
耐震補強工事等支援事業（件）	1	3	1	2	0	2	2
耐震建替え・除却工事支援事業（件）	25	22	20	20	19	21	30

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震診断	8,248	負担金補助等	耐震診断	10,602	負担金補助等	耐震診断	11,200
負担金補助等	耐震補強設計	256	負担金補助等	耐震補強設計	616	負担金補助等	耐震補強設計	600
負担金補助等	耐震補強工事	1,800	負担金補助等	耐震補強工事	2,146	負担金補助等	耐震補強工事	6,800
負担金補助等	耐震建替え工事	25,500	負担金補助等	耐震建替え工事	16,000	負担金補助等	耐震建替え工事	30,000
負担金補助等	除却工事	22,560	負担金補助等	除却工事	20,332	負担金補助等	除却工事	37,700
負担金補助等	防災ベッド設置	500	負担金補助等	耐震シェルター等設置	964	負担金補助等	耐震シェルター等設置	500
報償費	専門家謝礼等	24	報償費	専門家謝礼等	12	報償費	専門家謝礼等	49

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	5,874	5,422	▲ 452	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	8,784	14,454	5,670
維持補修費	0	0	0	都支出金	10,689	11,601	912
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	24	12	▲ 12	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	19,473	26,055	6,582
賞与・退職給与引当金繰入額	565	400	▲ 165	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 44,054	▲ 30,709	13,345
その他行政費用	57,064	50,930	▲ 6,134	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	63,527	56,764	▲ 6,763	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 44,054	▲ 30,709	13,345
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 44,054	▲ 30,709	13,345

備考	6年度の国庫支出金が大幅に増加しているが、7年度との年度間調整を行ったことによる。実際の行政収入は、例年と同程度である。
問題点・課題	○既存不適格建物についても耐震性能を向上させる必要があるが、防火性能の向上に資する費用など、耐震診断士が備える知見の幅を拡大する必要がある ○昨今の労務費及び材料費の高騰による工事費負担増や手続き等の負担を考慮した上で、住宅の耐震化に向けて、区民に理解と協力を得る必要がある

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都主催の研修会を活用することによって、耐震診断士、施工業者等の技術向上の支援に努める。	耐震診断士、施工業者等に対し、都主催の研修会の受講を促し、技術向上の支援に努めた。	都主催の研修を職員も受講することにより、効果的な対策を習得し、耐震診断士、施工業者等と共有を行い、技術の向上を図る。
②	総合危険度の高い地域について、重点的に事業の周知や戸別訪問を行う。	総合危険度の高い地域において、掲示板などにより重点的に事業の周知を行った。	耐震化率等のデータから危険度の高い地域を抽出し、掲示板や回覧板などを活用した事業周知を重点的に行い、耐震性の向上を図る。
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	
・令和元年度 2月会議	住宅耐震化・建て替え支援策の拡充について
・令和 2年度11月会議	住宅リフォーム助成制度の創設について
・令和 4年度 2月会議	平成12年以前の新耐震基準の木造住宅への耐震化助成について
・令和 5年度 9月会議	新耐震基準の建物及び簡易耐震工事への補助の拡充について 代理受領制度の促進について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-09	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	加藤・古川・池ノ谷	内線	2822

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-02	非木造建物耐震化推進事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　19　（　2007　）年度	根拠法令等	耐震改修促進法、荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領
終期設定	● 有　○ 無　令和　7　（ 2025 ）年度		
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系			
	分野	Ⅵ	安全安心都市
	政策	11	防災・防犯のまちづくり
	施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

昭和56年5月以前に建築された非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を支援することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。

対象者等

1　耐震診断等支援事業：　昭和56年5月31日以前に建築された非木造建物の所有者
2　分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：
　昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者

内容

1　耐震診断等支援事業補助対象建物
　・マンション（分譲、賃貸）　・戸建住宅等　・診療所　・町会事務所
　・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの）
2　耐震診断等支援事業補助内容
　補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり
　・耐震診断費の2/3（限度額400万円）
　・耐震補強設計費の2/3（限度額100万円）
　・耐震補強工事費の2/3（限度額1,000万円）
3　分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業
　区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施
　※無料（3回/棟まで）

経過

平成19年 5月　分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定
平成20年12月　非木造建物耐震化推進事業制度要綱全部改正、非木造建物耐震化推進事業実施要領制定
平成22年 6月　要綱・要領一部改正（分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度の新設）
平成23年10月　要綱・要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震診断補助制度の新設）
平成25年 3月　要綱・要領一部改正（居住要件の明確化）
平成27年 3月　要綱・要領一部改正（対象建物要件の明確化）
平成29年 3月　要綱一部改正（対象建物要件の追加）
平成31年 1月　要綱一部改正（分譲・賃貸マンションの耐震診断等支援事業の拡充）
令和元年 6月　要綱一部改正（全体設計の導入）
令和元年10月　要綱一部改正（消費税増税に伴う診断事業費限度額の延床単価の改正）
令和 3年 3月　要綱一部改正（戸建住宅の補強・建替え工事支援制度等の拡充）

必要性

現行の耐震基準を満たさない非木造建物については、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する必要がある。また、耐震改修促進計画の目標である耐震化率９５％を実現するための重要な支援策である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　● 会計年度任用職員 ）

補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震改修等着手→耐震診断、耐震改修等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	耐震診断支援事業(件)	1	4	1	5	3	実績の件数（年）
②	耐震補強設計支援事業（件）	0	1	0	2	1	実績の件数（年）
③	耐震補強・建替え工事支援事業（件）	2	2	0	3	2	実績の件数（年）

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、非木造建物の耐震化促進に必要な事業であるため、重点的に推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	9,144	17,442	33,598	52,249	28,744	10,894	20,044
決算額（7年度は見込み）	2,265	3,650	17,800	17,729	22,093	1,000	20,044

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
耐震診断支援事業（件）	2	3	3	1	4	1	5
耐震補強設計支援事業（件）	1	1	2	0	1	0	2
耐震補強工事支援事業（件）	0	0	2	0	0	0	1
耐震建替え工事支援事業（件）	0	0	0	2	2	0	2

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	31	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	94
負担金補助等	耐震診断	5,491	負担金補助等	耐震診断	1,000	負担金補助等	耐震診断	7,300
負担金補助等	耐震補強設計	150	負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	650
負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	5,000
負担金補助等	耐震建替え工事	16,421	負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	7,000

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	2,098	1,936	▲ 162	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	10,395	500	▲ 9,895
維持補修費	0	0	0	都支出金	5,447	250	▲ 5,197
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	31	0	▲ 31	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	15,842	750	▲ 15,092
賞与・退職給与引当金繰入額	202	143	▲ 59	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,551	▲ 2,329	6,222
その他行政費用	22,062	1,000	▲ 21,062	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	24,393	3,079	▲ 21,314	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,551	▲ 2,329	6,222
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,551	▲ 2,329	6,222

備考	6年度は耐震診断等件数の減少により、その他行政費用が減少している。行政収入についても、行政費用に応じて減少している。
問題点・課題	・労務費及び材料費の高騰等による工事費負担増 ・設計図書が不備の場合、現状から図面を再現する必要があるため、耐震診断の費用が増大する。 ・分譲マンションの場合、区分所有者等の合意形成が容易ではない。 ・鉄骨造建物の場合、アスベスト除去のための費用が発生する。 ・診断士等の技術者が不足している。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震化が必要な分譲マンションに対し、ダイレクトメール等による働きかけを行う。	耐震化が必要な分譲マンションに対し、ダイレクトメール等による働きかけを行った。	引き続き、耐震化が必要な分譲マンションに対し、ダイレクトメール、各戸訪問等による効果的な働きかけを行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
議会質問状況（要旨）	・平成22年4定　建物の耐震改修促進策について ・平成24年2定　耐震化推進事業の違反建築物対象外について ・平成24年3定　建物耐震化推進のための方策について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-10	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	加藤・古川・池ノ谷	内線	2822

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		
	01-08-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 24 （ 2012 ） 年度	根拠法令等	耐震改修促進法、荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱
終期設定	● 有 ○ 無　令和 7 （ 2025 ） 年度		
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系			
	分野	Ⅵ	安全安心都市
	政策	11	防災・防犯のまちづくり
	施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

大規模地震発生時において特定緊急輸送道路沿道の建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用の一部を補助することにより当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを進めるとともに、大規模地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。

対象者等

昭和５６年５月３１日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者

内容

１　補助対象建物
・特定緊急輸送道路(日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部)に敷地が接する建物
・道路幅員のおおむね２分の１以上の高さの建物
２　補助内容
・耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助
※耐震診断への補助は令和元年に廃止

経過

平成24年 3月　特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定
※以下「制度要綱」という。
平成25年 3月　制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）
平成26年 1月　制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設）
平成27年 3月　制度要綱一部改正（事業期間の延伸）
平成28年 3月　制度要綱一部改正（事業期間の延伸、補助対象費用の限度額の引上げ）
令和元年 6月　制度要綱一部改正（事業期間延伸、耐震診断支援事業廃止）
令和 6年 8月　所有者等への個別訪問による周知（東京都と連携）
令和 7年 3月　制度要綱一部改正（社会資本整備総合交付金の制度改正に伴う算定方法の改正）

必要性

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例により、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　● 会計年度任用職員 ）

補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震改修等着手→耐震診断、耐震改修等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	耐震補強設計支援事業（棟）	14	14	14	15	17	対象建物棟数54棟のうちの累計実績の棟数
②	耐震補強工事支援事業（棟）	11	11	11	11	13	対象建物棟数54棟のうちの累計実績の棟数
③	耐震化完了建物（棟）	30	30	30	30	32	対象建物棟数54棟のうちの累計の棟数（自主撤去等も含む）

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	震災の直後から発生する緊急輸送の支障とならないよう、耐震化率の向上を図るために必要な事業であるため、重点的に推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	218,666	53,402	54,913	36,923	15,309	11,749	5,420
決算額（7年度は見込み）	121,821	28,855	51,650	36,923	0	0	5,420

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
耐震補強設計支援事業（件）	1	2	0	1	0	0	1
耐震補強工事支援事業（件）	2	0	1	2	0	0	0
耐震建替え工事支援事業（件）	1	1	0	0	0	0	0
除却工事支援事業（件）	0	0	1	0	0	0	0

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	5,420
負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	0
負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	0
負担金補助等	除却工事	0	負担金補助等	除却工事	0	負担金補助等	除却工事	0

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用	給与関係費	0	400	400	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	29	29	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	▲ 429	▲ 429
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	0	429	429	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	0	▲ 429	▲ 429
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	0	▲ 429	▲ 429

備考	6年度に申請が予定されていた補強工事等について、申請者へのヒアリングを実施したところ、6年度は、事業を実施しないことになった。
問題点・課題	○労務費及び材料費の高騰等による工事費負担増 ○オーナー・テナント間の合意形成（工期中の営業補償等） ○分譲マンションの場合、区分所有者等の合意形成が容易ではない。 ○耐震化推進の普及及び啓発を個別に行っていく必要がある。 ○申請に関する調整を個別に行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震化していない沿道建物所有者に対し、ダイレクトメール、各戸訪問等による働きかけを行う。	耐震化していない沿道建物所有者に対し、東京都と連携し、各戸訪問等による働きかけを行った。	引き続き、耐震化していない沿道建物所有者に対し、ダイレクトメール、各戸訪問等による働きかけを行う。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）
・平成24年2定　緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について ・平成29年度2月会議　緊急輸送道路の安全の確保について ・令和3年度決算特別委員会　緊急輸送道路の指定について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-11	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	三河島駅前北地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	加藤
		担当者名	宇都山、西﨑	内線	2832

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	三河島駅前北地区事業費補助

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度 ）		● 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	平成 14 （ 2002 ） 年度	根拠法令等	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか	
終期設定	● 有 ○ 無　令和 12 （ 2030 ） 年度			
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画	

行政評価事業体系	分野	Ⅵ	安全安心都市
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備
	施策	04	市街地再開発事業等の推進

目的

JR三河島駅の北側において、再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、住宅、商業・業務及び公共・公益施設の整備を推進し、地域の防災性向上や駅前のにぎわいの創出を図る。
西日暮里一丁目地域のまちづくりに関する方向性や公共・公益施設の整備方針等を示した『西日暮里一丁目まちづくり構想』を踏まえ、災害に強く、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する。

対象者等

・三河島駅前北地区市街地再開発組合及び関係権利者
・西日暮里一丁目まちづくり構想対象区域の住民

内容

再開発事業の計画、調整に関する事務を担うとともに、施行者である再開発組合に対し、当該事業に係る指導及び支援を行う。

［三河島駅前北地区市街地再開発事業］
・対象区域：西日暮里一丁目4番の一部、5番、6番の一部、7番
・地区面積：約1.5ヘクタール

［西日暮里一丁目まちづくり構想］
・対象区域：西日暮里一丁目2～5番、6番の一部、7～13番、19～32番、42～49番、61番
・地区面積：約12.5ヘクタール

経過

［平成11年度］再開発推進協議会発足
［平成14年度］三河島駅周辺地区事業化推進調査
［平成16年度］準備組合設立
［平成26年度］再開発推進及びまちづくり構想策定に係る業務委託（～平成27年度）
［平成28年度］西日暮里一丁目まちづくり構想策定
［平成29年度］事業協力者（現：参加組合員）の決定
［令和 3年度］都市計画決定
［令和 4年度］再開発組合設立
［令和 6年度］財産の取得（多目的アリーナ）の議決

必要性

三河島駅前北地区は、『荒川区都市計画マスタープラン』の日暮里拠点の1つであり、再開発によるにぎわいのある街づくりが求められている。駅前にふさわしい魅力や西日暮里一丁目地域の防災性の向上を図る本事業の必要性は高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

［事業の流れ］準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散（＝事業完了）

指標		事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
	①	市街地再開発事業の進捗率（三河島駅前北地区）（%）	50	50	50	60	80	・再開発組合設立：50% ・権利変換計画認可：60%
	②							
	③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	地域の複合的な課題を解決し、防災性の向上や駅前としてふさわしいにぎわいを創出するための事業であるため、重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	4,070	0	235,408	212,600	512,800	2,229,400	526,400
決算額（7年度は見込み）	0	0	196,808	6,800	301,000	54,800	526,400

実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	準備組合加入者数（人）	68	70	71	71	－	－	－

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
補助金	事業費補助	301,000	補助金	事業費補助	54,800	補助金	事業費補助	526,400
						補助金	事業費補助(6年度からの繰越)	2,174,600

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用	給与関係費	13,427	12,785	▲ 642	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	152,500	25,400	▲ 127,100
	維持補修費	0	0	0	都支出金	34,800	7,001	▲ 27,799
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	301,000	54,800	▲ 246,200	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	187,300	32,401	▲ 154,899
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,292	942	▲ 350	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 128,419	▲ 36,126	92,293
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	315,719	68,527	▲ 247,192	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 128,419	▲ 36,126	92,293
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 128,419	▲ 36,126	92,293

備考	行政費用では、補助費等が多くを占めている。補助費等は、再開発組合に対する補助金であり、その約1/2の額が国庫支出金として収入されている。また、5年度以降は、都市計画交付金（組合設立認可以降が対象）が都支出金として収入されている。
問題点・課題	・工事費等の精査及び特定業務代行者（建設業者）の選定 ・区が取得する多目的アリーナの仕様や管理、屋上の活用方法等の検討 ・再開発組合に対する補助金執行の適切な指導及び助言

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	令和6年度の権利変換計画認可に向けて、区の従前・従後資産の評価額の妥当性等を確認するため、引き続き関係部署と協議する。	区の従前・従後資産の評価額の妥当性について、関係部署と協議し、財産の取得（多目的アリーナ）の議決がなされた。	再開発組合による権利変換計画への同意取得を進め、令和7年度の権利変換計画認可を目指す。
②	再開発組合が工事費の高騰を踏まえた事業計画の変更案を作成し、東京都から認可を受けられるよう支援する。	東京都及び国との協議を重ねたことにより、国の直接補助の適用が見込まれるなど、事業計画の変更案の作成を支援した。	令和7年度の事業計画変更認可を目指すとともに、特定業務代行者（建設業者）を選定する。
③	令和6年度は補償費に対する補助金が予定されているため、その内容等について適正な執行に努めていく。	事業の進捗により補償費等に対する補助金は来年度に先送りになったが、繰越手続を行うなど、適正な補助金の執行に取り組んだ。	令和7年度は補償費や解体工事等に対する補助金が予定されているため、適正な執行に努めていく。

他区の実施状況	（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）	
	令和元年度 6月会議「再開発事業の推進について」 令和 2年度 6月会議「早期の事業化に向けて取り組むべきと考える」 令和 2年度11月会議「荒川区の商工振興との整合はどうなのか」 令和 3年度 2月会議「タワーマンションによる再開発を中止し、概念を転換すべき」 令和 5年度11月会議「多目的アリーナの大規模修繕工事などを円滑に行うための対応について」

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-12	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	西日暮里駅前地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	加藤
		担当者名	大石、木下、秋田	内線	2833

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-02	西日暮里駅前地区事業費補助

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）	● 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	平成　20　（　2008　）年度	根拠法令等	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか
終期設定	● 有　○ 無　令和 14 （ 2032 ）年度		
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系	分野	Ⅵ	安全安心都市
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備
	施策	04	市街地再開発事業等の推進

目的

旧道灌山中学校跡地を含む地区にて、土地の合理的かつ健全な高度利用、住環境の整備、都市機能の更新及び駅前の活性化を目指し、広域拠点としての街づくりを進める。あわせて、『西日暮里駅周辺地域まちづくり構想』に基づき地域全体の発展を念頭に、その核として再開発事業による安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する。

対象者等

・西日暮里駅前地区市街地再開発組合及び関係権利者
・西日暮里駅周辺地域まちづくり構想対象区域の住民

内容

区内最大の交通結節点でありながら不足する都市基盤を整備するとともに、商業施設や文化施設、都市型住宅等の都市機能の整備による駅前にふさわしいまちづくりを進める。
・再開発事業の計画、調整に関する事務を担うとともに、施行者である再開発組合に対し、当該事業に係る指導及び支援を行う。
・道路等の公共施設及び文化交流拠点の核となる公益施設の内容を調整する。
・「西日暮里駅周辺地域まちづくり構想」に基づき、周辺地域を含めた活性化策を検討する。

経過

［平成18年度］地元有志による街づくり協議会発足
［平成20年度］事業化可能性調査
［平成26年度］準備組合設立
［平成27年度］西日暮里駅周辺地域まちづくり構想策定
［平成29年度］西日暮里駅周辺地域まちづくり構想改定
［令和 2年度］陳情審査（再開発の推進を求める陳情の採択）
［令和 3年度］都市計画決定
［令和 5年度］参加組合員予定者の決定
［令和 6年度］再開発組合設立

必要性

西日暮里駅前地区は、『荒川区都市計画マスタープラン』の日暮里拠点の1つであり、交通結節機能を生かしたにぎわいのある街づくりが求められている。再開発事業による都市基盤の強化を始めとして、上位計画に示された将来像実現のため、まちづくりを進める必要性は高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

【事業の流れ】準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散（＝事業完了）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	再開発事業等の進捗状況（%）	40	40	50	50	60	・再開発組合設立：50% ・権利変換計画認可：60%
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	地域の複合的な課題を解決し、都市基盤の強化や駅前としてふさわしいにぎわいを創出するための事業であるため、重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	5,247	64,200	83,800	629,000	238,800	659,900	1,726,400
決算額（7年度は見込み）	4,212	0	78,152	410,152	104,834	0	1,726,400

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
準備組合加入者・同意者数（人）	60	59	59	60	60	60	－

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
補助金	事業費補助	73,954	補助金	事業費補助	0	補助金	事業費補助	1,332,800
補助金	公共施設管理者負担金	30,880	補助金	公共施設管理者負担金	0	補助金	公共施設管理者負担金	393,600

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用	給与関係費	19,385	18,379	▲ 1,006	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	52,417	0	▲ 52,417
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	104,834	0	▲ 104,834	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	52,417	0	▲ 52,417
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,865	1,354	▲ 511	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 73,667	▲ 19,733	53,934
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	126,084	19,733	▲ 106,351	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 73,667	▲ 19,733	53,934
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 73,667	▲ 19,733	53,934

備考

行政費用では、補助費等が多くを占めている（6年度は再開発組合の設立認可が延期となったため、補助費等の支出は無し）。補助費等は、再開発組合（準備組合）に対する補助金及び公共施設管理者負担金であり、これらの1/2の額が国庫支出金として収入されている。

問題点・課題

・工事費等の精査及び建設業者の選定方法の検討
・区が取得する文化交流施設の管理運営方法等の検討
・権利変換計画認可に向けた権利者の合意形成
・実施設計に係る庁内調整及び関係機関協議等
・再開発組合に対する補助金・負担金執行の適切な指導及び助言

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都等の関係機関と協議を行い、令和6年度中の再開発組合設立を目指す。	東京都等の関係機関と協議を行い、令和7年1月に東京都から再開発組合の設立認可を受けた。	令和8年度の権利変換計画認可に向け、再開発組合による権利者の同意取得を支援する。
②	都道に係る公共施設管理者の同意の取得に向け、準備組合や関係機関と調整する。	準備組合と連携しながら関係機関と調整し、都道に係る公共施設管理者の同意を取得した。	再開発組合や関係機関と協議を行い、道路及びペデストリアンデッキ等の詳細設計を支援する。
③	工事費高騰に対応するため、設計内容の見直し等を図るとともに、建設業者の選定方法について、再開発組合と検討する。	再開発組合が、工事費の削減に向けた検討を行うとともに、建設業者の選定方法の比較検討を行った。	再開発組合が、工事費の削減を踏まえた事業計画の変更案を検討するとともに、建設業者の選定方法を決定する。

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

・令和6年度 6月会議 文化交流施設と商業施設、コンベンションホールなどの集客施設について
・令和6年度 6月会議 西日暮里再開発の総事業費や補助金額、学校の整備費の現状と今後の推移について
・令和6年度 9月会議 事業の情報の公開や借家人の生活再建への対応、住宅棟の共用部分の利用計画について
・令和6年度11月会議 再開発事業の必要性や効果について
・令和6年度11月会議 再開発の補助金を他の街づくり事業に転用すべき

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-13	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	加藤・古川・池ノ谷	内線	2822

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-04	ブロック塀等撤去助成事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　21　（　2009　）年度	根拠法令等	荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱
終期設定	○ 有 ● 無　（　　）年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	Ⅵ	安全安心都市
	政策	11	防災・防犯のまちづくり
	施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

震度5強程度の地震により倒壊のおそれがある、道路等に面したブロック塀等の撤去工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。

対象者等

道路等に面する危険度Ｃ、Ｄのブロック塀等の所有者・管理者等
（令和2年度実態調査から令和7年2月末時点：未撤去Ｃランク727件、Ｄランク69件）

内容

１　助成対象ブロック塀等：道路等に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超）
２　助成内容：助成金は、撤去工事費の2/3、ただし１m当たり16,000円を上限とする。
３　普及啓発活動：助成対象となるブロック塀等の所有者等に対し、戸別訪問により普及啓発を行う。

※令和2年度調査結果概要[（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。]

危険度Ａ	1,989件	（ 55.8%）	安全である。	
危険度Ｂ	450件	（ 12.6%）	一応安全である。	
危険度Ｃ	1,036件	（ 29.0%）	注意を要する。	【R6調査結果】　727件
危険度Ｄ	92件	（ 2.6%）	危険である。	【R6調査結果】　69件
合　計	3,567件	（100.0%）		【Ａ，Ｂ(R2)＋Ｃ，Ｄ(R6)】3,235件

経過

平成20年度	ブロック塀等の実態調査
平成21年7月	要綱制定
平成21年7～9月	ブロック塀等の改修促進業務委託実施
平成30年9月	要綱一部改正（対象ブロック塀を拡充）
平成22～29年度	区報、区ホームページによる普及啓発活動実施
令和 2年4月	要綱一部改正（助成限度額の単価を6,000円/mから16,000円/mに引き上げ）
令和 2年度	ブロック塀等の実態調査（２回目）
令和 3～6年度	ブロック塀等の調査啓発業務委託

必要性

大規模地震の際にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないよう、道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　● 会計年度任用職員 ）

助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	危険なブロック塀等の撤去率(%)	17	24	29	37	45	撤去等された危険なブロック塀等（累計）／総数1,128（件）
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	震災時において、通行人の安全性を確保するとともに消防活動や地域住民の避難の支障とならないよう、危険なブロック塀等の撤去を促す事業であるため、重点的に推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	1,198	12,264	5,643	5,002	4,766	5,900	6,171
決算額（7年度は見込み）	1,129	11,648	5,269	4,018	4,529	3,234	6,171

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
助成実績件数	13	11	29	18	20	12	22

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	0	その他委託料	調査・啓発業務委託	1,430	その他委託料	調査・啓発業務委託	2,915
負担金補助等	助成金	2,570	負担金補助等	助成金	1,804	負担金補助等	助成金	3,256
その他委託料	調査・啓発業務委託	1,485						

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用	給与関係費	2,098	2,324	226	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	1,485	1,430	▲ 55	国庫支出金	3,389	1,350	▲ 2,039
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,122	804	▲ 318
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,044	1,804	▲ 1,240	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,511	2,154	▲ 2,357
	賞与・退職給与引当金繰入額	202	171	▲ 31	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 2,318	▲ 3,575	▲ 1,257
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,829	5,729	▲ 1,100	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 2,318	▲ 3,575	▲ 1,257
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 2,318	▲ 3,575	▲ 1,257

備考	6年度は、前年度に比べ助成件数が少なくなったため、補助費等に差額が生じたため、行政収入にも差額が生じている。
問題点・課題	・震災等の道路閉塞防止の観点から、撤去工事への誘導を図る必要がある。 ・２項道路沿道の危険ブロック塀等を撤去後の新設は、セットバックの義務が発生するため、所有者等は制度活用に消極的になる傾向にある。 ・２項道路沿道など撤去や改修が困難なブロック塀等については、建替えと合わせた対応を提案する。 ・空き家の増加に伴い、管理が行き届かないことによるブロック塀等の老朽化が懸念される。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	戸別訪問による啓発活動を行う。	戸別訪問による啓発活動を行った。	引き続き、啓発チラシを工夫し、戸別訪問により、所有者等に撤去を働きかける。
②	撤去にご協力をいただけるよう、粘り強く働きかける。	撤去にご協力をいただけるよう、戸別訪問により、粘り強く働きかけを行った。	引き続き、危険なブロック塀が撤去されるよう、区営掲示板などを活用して、事業の普及啓発を行う。
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	
	平成30年度11月会議　通学路の安全確認について 令和 6年度 6月会議　万年塀の対応について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-14	戦略プラン	○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	空き家対策事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	村山
		担当者名	加藤・長久保	内線	2834

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-09-01	空き家対策事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 7年度 ○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 24 （ 2012 ） 年度	根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱
終期設定	● 有 ○ 無 令和 10 （ 2028 ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画

行政評価事業体系		
分野	Ⅵ	安全安心都市
政策	11	防災・防犯のまちづくり
施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、除却を促進し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。また、利用可能な空き家を地域の資源と捉え、市場流通や活用促進を図ることで、地域の活性化や街の魅力向上につなげることを目的とする。

対象者等

危険な老朽空家の所有者等（個人又は中小企業）
※宅地建物取引業者は、助成対象外

内容

1　老朽空家住宅除却助成事業
・助成金額　老朽空家（平成24年度から）：消費税を除く除却工事費の2/3（限度額100万円）
　　著しく危険な空家（平成28年度から）
　　：消費税を除く除却費用の全額（限度額26,000円/㎡）
2　空き家相談会（平成29年度開始、年度6回開催を基本とする）
3　地域活性化施設への改修費助成（平成29年度開始）　1件あたり限度額200万円
4　空家等相続人調査委託　（令和5年度実施）
5　荒川区特定空家等対策審査会　17回開催済
6　空き家を活用した下町型エリア再生プロジェクト業務委託（令和3年度から令和7年度まで）
7　空き家実態調査業務委託（令和4年度実施）

経過

平成24年5月 1日　荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定
平成27年3月31日　荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正（助成率及び限度額引下げ）
平成28年6月30日　荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱制定
平成29年3月　空家等対策計画策定、空家等対策の推進に関する条例施行（29年4月1日）
平成30年2月23日　荒川区空家利活用事業補助金交付要綱制定
令和元年6月 1日　荒川区空家利活用事業補助金交付要綱一部改正
令和 5年3月31日　荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正（助成率及び限度額引上げ）
　　荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱廃止（上記要綱と統合）
令和 6年3月29日　荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正（用途（住宅）要件撤廃）
令和 6年7月　空家等対策計画改定、空家等対策の推進に関する条例一部改正（6年7月23日）
令和 6年3月29日　荒川区老朽空家除却助成事業制度要綱一部改正（添付書類の変更）

必要性

家屋の倒壊や屋根瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）

助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	R4調査の危険老朽空家の除却率（%）	—	15	23	31	60	R4調査における除却を促進すべき空き家除却率 45/193棟
②	助成制度を活用し除却した空家棟数	230	268	304	344	385	助成制度（不燃化特区制度含む）による空き家除却棟数（累計）
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	管理不全な状態となっている危険な老朽空家への対策や、使える空き家の活用について、総合的かつ計画的に一層強化して取り組む事業であるため、重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	65,755	38,940	34,938	49,345	47,238	41,145	39,865
決算額（7年度は見込み）	39,415	28,011	30,028	44,519	38,529	35,005	39,865

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
危険老朽空家・老朽空家相談・現場調査件数	24	30	17	21	18	30	30
危険老朽空家・老朽空家助成実績件数	29	31	20	19	21	21	21

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
委託料	ｴﾘｱ再生ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ・相続人調査等	15,234	委託料	ｴﾘｱ再生ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ・相続人調査等	10,617	委託料	ｴﾘｱ再生ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ・相続人調査等	10,358
役務費	筆耕翻訳	85	役務費	手数料・筆耕翻訳	102	役務費	手数料・筆耕翻訳	1,200
報償費	相談会報償	586	報償費	相談会報償	268	報償費	相談会報償	695
報酬費	特定空家等対策審査会	242	報酬費	特定空家等対策審査会	242	報酬費	特定空家等対策審査会	564
旅費	委員旅費	3	旅費	委員旅費	3	旅費	委員旅費	8
需用費	消耗品	20	需用費	印刷製本費・消耗品	211	需用費	印刷製本費・消耗品	40
負担金補助金	補助金	22,353	負担金補助金	補助金	23,556	負担金補助金	補助金	27,000

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	19,124	8,375	▲ 10,749	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	15,348	10,939	▲ 4,409	国庫支出金	3,440	2,860	▲ 580
維持補修費	0	0	0	都支出金	20,119	17,958	▲ 2,161
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	586	268	▲ 318	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	23,559	20,818	▲ 2,741
賞与・退職給与引当金繰入額	1,816	599	▲ 1,217	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 35,668	▲ 22,919	12,749
その他行政費用	22,353	23,556	1,203	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	59,227	43,737	▲ 15,490	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 35,668	▲ 22,919	12,749
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 35,668	▲ 22,919	12,749

備考

職員配置や事務分担の見直しにより、給与関係費に差額が生じている。
相続人調査委託を必要とする案件がなかったため、物件費に差額が生じている。

問題点・課題

〇老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者に除却助成制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。
〇相続人が複数いる場合や借地の場合等、権利関係が複雑で容易に除却できない空き家が多数存在する。
〇利活用が可能な空き家については、所有者へ利活用事例等を周知し、地域資源となる空き家の活用がなされる仕組みを構築する必要がある。
〇そもそも空き家にさせないための空き家化予防の取り組みが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	改善されない管理不全な空き家の所有者に対して、専門家の意見等も参考にしながら継続的に指導・助言を行っていく。	特定空家になり得る状態の悪い空家を特措法に基づく管理不全空家に指定し、所有者に指導・助言を行った。	引き続き、改善されない管理不全な空き家の所有者に対して、専門家の意見等も参考にしながら継続的に指導・助言を行っていく。
②	エリアリノベーションの活動が地域に根差したものになるよう、イベント等を実施し、活動周知や魅力発信を行う。	区内のイベントや既存の地域活動への参加を通じて、エリアリノベーションの活動周知や空き家対策の普及啓発を行った。	エリアリノベーションの活動が地域に根差したものになるよう、会議体のあり方や活動周知の検討を行う。
③	空き家利活用に加え、空き家化の予防と適切な維持管理、管理不全な空き家への対策の重要性の普及啓発に努めていく。	区内のイベントや高齢者の集まる場等で、空き家化の予防や空き家対策の重要性について周知啓発を行った。	引き続き、空き家利活用に加え、空き家化の予防と適切な維持管理、管理不全な空き家への対策の重要性の普及啓発に努めていく。

他区の実施状況

（実施 20 区　未実施 2 区　不明 0 区）

千代田区、港区以外が、除却助成支援、改修助成支援、相談支援、マッチング支援のいずれかを実施している。

議会質問状況（要旨）

・令和３年度 6月会議　空き家の対策について
・令和３年度11月会議　管理不十分な空き地対策について
・令和５年度 6月会議　空き家対策、利活用の促進について
・令和５年度 9月会議　空き家利活用の促進について
・令和５年度 2月会議　能登半島地震を踏まえた災害対策について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-15	戦略プラン	○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	永久水利整備事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	村山
		担当者名	高梨	内線	2828

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-11-01	永久水利整備事業費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 7年度 ○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 25 （ 2013 ） 年度	根拠法令等	荒川区における永久水利施設の整備・活用に関する基本計画
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	Ⅵ	安全安心都市
	政策	11	防災・防犯のまちづくり
	施策	02	防災基盤の整備

目的	震災時には甚大な被害が想定されている木造住宅密集地域を抱えている荒川区において、ひとりの命を犠牲にしない災害に強い街を目指して、大震災等に伴う同時多発的かつ広範囲に発生した火災に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時に断水した場合にも有効に機能する隅田川の河川水や地下水を活用した永久水利を整備する。
対象者等	区民、防災区民組織、中学校防災部、防災関係機関
内容	○永久水利は、隅田川の河川水や地下水など枯渇することのない水源を確保するハード面の整備とともに、その水源を活用して、地域住民が中心となって行う消火・送水ネットワーク体制を構築するソフト面からなる、地域消火システムである。 ○まず枯渇しない水源を確保する方法として、 ① 約８キロメートルにわたって隅田川に接している地の利を生かした河川水 ② 隅田川から離れた地域では、安定した水量を確保することができる地下水（深井戸）を活用し、それを取水するための施設を整備する。 ○その水源を効果的に使用し初期消火活動につなげるため、複数の防災区民組織が連携し、各組織が持つ可搬消防ポンプなどを活用して、消防団員の指導のもと広域的に消火活動を行う送水ネットワークを構築する。
経過	平成25年 2月 学識経験者、警察、消防等の関係機関、町会等で構成する「荒川区永久水利整備活用推進協議会を設置」 平成26年 3月 あらかわ遊園永久水利施設（河川水：区内第１号） 平成27年 7月 荒川公園永久水利施設（地下水） 平成28年 3月 日暮里公園永久水利施設（地下水） 平成29年 3月 第五中学校付近永久水利施設（河川水） 平成29年10月 赤土小学校永久水利施設（地下水） 令和 4年 8月 第四峡田小学校永久水利施設（地下水） 防災課による整備（可搬ポンプ方式） 平成26年11月 尾久の原公園永久水利施設（河川水） 平成27年11月 南千住六丁目スーパー堤防永久水利施設（河川水）
必要性	荒川区は地震に関する地域危険度（総合）の高い地域を多く抱えていると共に、首都直下地震発生時における断水率が高いため、災害時にも有効に機能する水利を整備する必要がある。
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 設備機器保守委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	永久水利の整備箇所(累計)	8	8	8	8	8	候補地15箇所（基本計画より）
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	大震災時の火災の延焼拡大を防止するために必要な事業であるため、推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	10,002	112,588	172,316	46,664	12,691	143,430	14,185
決算額（7年度は見込み）	9,201	2,732	111,421	40,070	10,188	87,242	14,185

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
永久水利の整備箇所	0	0	0	1	0	0	0

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
需用費	軽油購入費等	2,615	需用費	軽油購入費等	293	需用費	軽油購入等	1,842
委託料	修繕費、保守管理委託、新規さく井設計	10,076	委託料	保守管理委託等	4,522	委託費	保守管理、設備設計等	12,343
			工事請負費	さく井工事	82,427			

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	2,518	12,785	10,267	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	3,368	4,669	1,301	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	2,398	0	▲ 2,398	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	24,437	24,437	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	242	942	700	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 32,963	▲ 59,826	▲ 26,863
その他行政費用	0	16,993	16,993	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	32,963	59,826	26,863	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 32,963	▲ 59,826	▲ 26,863
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 32,963	▲ 59,826	▲ 26,863

備考	宮前公園永久水利さく井工事の実施に伴い、行政費用が増加した。
問題点・課題	○既整備済の永久水利施設が震災時に活用できるよう、引き続き適切な維持管理及び地域住民による消火・送水体制づくりを継続していく。 ○現在整備を進めている宮前公園永久水利施設は、隣接する令和あらかわ病院と一体的な災害医療活動の拠点に必要な設備として、公園整備と併せて完成に向けて着実に取り組む必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	宮前公園内への永久水利施設整備に向け、さく井工事を実施する。	宮前公園永久水利施設整備に向けて、さく井工事を実施した。	引き続き宮前公園永久水利施設整備に向け、設備設計を実施する。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 0 区　未実施 22 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

・平成25年1定　永久水利・隅田川の活用法について
・平成26年3定　今すぐやるべき防災対策について（都の責任で荒川区の深井戸整備を）
・平成26年4定　日暮里のまちづくりについて（明治通り南側で危険度の高い地域に深井戸の整備）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-16	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	不燃化特区整備促進事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	村山
		担当者名	高梨、長久保	内線	2828

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		
	01-12-01	不燃化特区整備促進事業費
	01-12-02	防災スポット整備事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　25　（　2013　）年度	根拠法令等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、不燃化特区制度要綱
終期設定	● 有　○ 無　令和　7　（ 2025 ）年度		
実施基準	○ 法令基準内　● 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	● 計画　○ 非計画

行政評価事業体系		
分野	Ⅵ	安全安心都市
政策	11	防災・防犯のまちづくり
施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

東京都から不燃化特区の指定を受けた「荒川・南千住地区」及び「町屋・尾久地区」において、地域の不燃化を促進する重点的かつ集中的な取組を実施するとともに、密集事業における主要生活道路や公園等の整備を推進することで、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。

対象者等

荒川・南千住地区及び町屋・尾久地区における次に掲げる者
・老朽建物の除却を行う建物所有者等、老朽木造建物の建替えを行う建築主
・主要生活道路の拡幅整備に係る権利者及び沿道で建替え等を行う建築主

内容

①支援制度の周知を図るため、建築士による戸別訪問のほか、建築士や弁護士などの専門家が相談に応じる住まいの相談会を地域で開催するなど、相談体制を強化し、地区内の建替え等を促進する。
②除却助成制度により、老朽建築物の除却を促進する。
③建替え助成制度により、老朽木造建築物から不燃化建築物への建替えを促進する。
④複数の地権者が共同で建替えを行う場合、除却費、設計監理費、共同施設整備費の一部を助成する。
⑤緊急車両の円滑な通行や避難経路の確保を図るため、主要生活道路の拡幅整備を推進する。
⑥拡幅整備を進めている主要生活道路沿道において建替え等を行う場合、除却費、設計監理費、外壁等の整備費の一部を助成する。
⑦平常時の憩いの場、災害時に有効なオープンスペースを確保するため、公園等の整備を推進する。
⑧防災まちづくり協議会の活動を支援するほか、地域住民とともにまち歩きなどを行い、まちの課題を把握・共有し、改善策の検討を踏まえた地区計画を策定する。

経過

不燃化特区
○荒川二・四・七丁目地区（約48.5ha）
　平成25年4月26日　不燃化特区指定
○荒川・南千住地区（約123.4ha）←荒川二・四・七丁目地区の区域を拡大
　令和 3年4月 1日　不燃化特区指定
○町屋・尾久地区（約242.6ha）
　平成26年4月 1日　不燃化特区指定

密集事業
○荒川・南千住地区　（R6.10社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～R11）約123.4ha
○町屋・尾久地区　（R6.10社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～R11）約242.6ha

必要性

対象地域は狭隘道路や狭小敷地が多く、第９回地震に関する地域危険度測定調査（令和４年９月 東京都公表）においても概ねランク５及び４と判定されていることから、地域課題の改善に資する事業を重層的に活用し、防災性及び住環境の向上を図る必要がある。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

地域住民の防災意識の啓発を図るため、住民活動組織を育成・支援するとともに、戸別訪問その他の方法により不燃化建築物への建替え等の誘導を行う。

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	不燃領域率（荒川・南千住）（%）	65.8	66.4	67.2	70.0	70超	(R7年度)土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
②	不燃領域率（町屋・尾久）（%）	64.5	65.0	65.6	70.0	70超	(R7年度)土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
重点的に推進	重点的に推進	木造住宅密集地域である対象地域の改善を一層加速させるために必要な事業であるため、重点的に推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	1,608,330	1,414,998	878,414	858,729	1,118,635	1,132,800	1,206,394
決算額（7年度は見込み）	1,406,262	1,299,870	655,254	636,248	917,603	789,919	1,206,394

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
老朽建築物除却（特区制度）（棟）	95	118	90	83	87	131	
建替え助成（特区制度）（棟）	64	81	37	45	47	55	
公園等の整備（箇所）	0	5	2	3	5	3	
優先整備路線の整備（箇所）	20	12	12	7	11	10	

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	3,147	報酬	会計年度任用職員報酬	3,285	報酬	会計年度任用報酬	3,153
報償費	専門家派遣報償	728	報償費	専門家派遣報償	547	報償費	専門家派遣報償	1,257
委託料	推進活動、防災スポット設計等	106,659	委託料	推進活動、防災スポット設計等	103,660	委託料	推進活動、防災スポット設計等	95,708
工事請負費	防災スポット整備等	165,061	工事請負費	防災スポット整備等	24,184	工事請負費	防災スポット整備等	90,704
負担金及び交付金	建設事業補助金等	456,425	負担金及び交付金	建設事業補助金等	601,780	負担金及び交付金	建設事業補助金等	1,009,732

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	59,237	59,376	139	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	108,847	102,218	▲ 6,629	国庫支出金	9,508	34,026	24,518
維持補修費	10	1,969	1,959	都支出金	265,573	327,033	61,460
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	814	1,396	582	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	1,795	2,303	508	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	275,081	361,059	85,978
賞与・退職給与引当金繰入額	5,355	4,084	▲ 1,271	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 392,826	▲ 429,079	▲ 36,253
その他行政費用	491,849	618,792	126,943	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	667,907	790,138	122,231	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 392,826	▲ 429,079	▲ 36,253
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 392,826	▲ 429,079	▲ 36,253

備考

建替えや除却助成制度の利用件数の増加等に伴い、行政費用が増加した。

問題点・課題

〇老朽建築物所有者が建替えに踏み切れない理由として、敷地が道路に接道していない、複雑な権利関係、資金不足や高齢による意欲の低下が考えられ、特に資金不足の問題は、昨今の住宅建設費高騰などで、より顕著になっていることが考えられる。
〇空き家等の老朽建築物が除却されない理由として、所有者が不明又は遠方に居住、複雑な権利関係、借地権消失の懸念、除却後の固定資産税等の負担増などが考えられる。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業終了予定の令和７年度を見据え、建替えや除却意向者への事業再周知を徹底すると共に、相談体制を強化する。	リーフレットやまちづくりニュースを活用して事業周知を行い、開催日数を増やして住まいの相談会を実施した。	引き続き、事業周知と課題を抱えている方への相談サポートを実施していく。
②	助成金の委任受領制度を活用し、自己資金が不十分な所有者等の建築物の除却を推進する。	助成金の委任受領制度を活用し、自己資金が不十分な所有者等の建築物の除却を推進した。	荒川一・三・南千住一・五丁目地区に密集事業を導入し、建替え除却助成等の特区制度に加え、道路拡幅や公園整備に取り組む。
③	引き続き、主要生活道路整備について合意が得られていない権利者に対し、丁寧な説明と粘り強い交渉を継続していく。	主要生活道路について、沿道権利者への丁寧な説明と粘り強い交渉を行った結果、用地買収が進展した。	引き続き、主要生活道路における合意が得られていない権利者に対し、丁寧な説明と粘り強い交渉を継続していく。

他区の実施状況

（実施 18 区　未実施 4 区　不明 0 区）

50地区 約2,990ha
未実施（千代田区、中央区、港区、練馬区）

議会質問状況（要旨）

令和２年度11月会議　魅力ある街づくりに向けて（不燃化特区地域の拡大）
令和４年度11月会議　地域防災計画の修正にあたって（地域危険度の高い地域における今後の取り組み）
令和４年度 2月会議　今後の災害対策について(木造住宅密集地域における補助制度の拡充)
令和５年度 6月会議　住宅対策について(木造密集地域従前居住者用住宅の拡大)
令和５年度 9月会議　町屋地域における街づくりについて(木造密集地域の解消に向けた不燃化の取組)

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-02-19	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	被災者生活再建支援事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	村山
		担当者名	宇野・宇都山・宮本	内線	2838

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-14-01	被災者生活再建支援事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	平成　28　（　2016　）年度	根拠法令等	災害対策基本法	
終期設定	○ 有 ● 無　（　　）年度			
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画	

行政評価事業体系	分野	Ⅵ　安全安心都市
	政策	11　防災・防犯のまちづくり
	施策	01　災害時における体制の強化

目的

罹災証明書は、仮設住宅の入居や義援金の受給などに必要な書類である。区では、首都直下地震などの大規模災害によって罹災証明書の交付件数が最大１０万件を超えると想定されることから、罹災証明書を遅滞なく交付できる体制を整える。

対象者等

区民等（建物居住者・建物所有者）

内容

首都直下地震などの大規模な災害時において、罹災証明書を遅滞なく交付できる体制を構築するため、平成２８年度から被災者生活再建支援システムを導入した。
①建物の被害状況を調査（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）し、その結果をデータ化する。
②調査データを基に地図情報や住民基本台帳、家屋課税台帳を確認しながら罹災証明書を発行する。
③罹災証明書を発行することで、被災者台帳を自動的に作成する。

経過

平成２５年　６月
　災害対策基本法が改正され、罹災証明書を遅滞なく交付することが義務化
平成２９年　３月
　システム導入するとともに、基礎研修及び被災状況の入力等の操作研修を実施
平成２９年　４月
　システム運用開始
平成３１年　３月
　区内３消防署と震災時における罹災証明の発行に関する協定締結
令和　５年１０月
　被災者生活再建支援システムをクライアントサーバシステムからクラウドシステムに更新
　建物被害認定調査モバイルシステムを導入

必要性

首都直下地震などの大規模な災害時において、短時間かつ大量に罹災証明書を交付するためには、被災者生活再建支援システムの導入が必要不可欠である。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

・被災者生活再建支援システム運用等委託

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	職員研修等の開催	2	6	6	6	6	罹災証明発行研修（年2回） 被害認定調査研修（年2回）
②							モバイル研修（年2回）
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	被災者の生活再建を支援するためには、罹災証明書を遅滞なく交付することが肝要であり、効率的な証明書発行の核となる事業であるため、推進する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	6,943	6,798	3,066	2,773	13,754	5,163	3,449
決算額（7年度は見込み）	6,926	6,710	3,046	2,771	8,005	4,343	3,449

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
研修等の実施（回数）	6	6	0	4	6	6	6

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	78	需用費	消耗品費	69	需用費	消耗品費	80
委託料	システム更新・保守委託	7,848	委託料	システム保守委託	4,056	委託料	システム保守委託	3,151
賃借料	機器賃借料	80	賃借料	機器賃借料	218	賃借料	機器賃借料	218

（単位：千円）

行政コスト計算書

勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	3,357	3,596	239
物件費	8,005	4,343	▲ 3,662
維持補修費	0	0	0
扶助費	0	0	0
補助費等	0	0	0
減価償却費	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	323	265	▲ 58
その他行政費用	0	0	0
行政費用合計(b)	11,685	8,204	▲ 3,481
特別費用(g)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0

勘定科目	5年度	6年度	差額
行政収入 地方税等	0	0	0
国庫支出金	0	0	0
都支出金	0	0	0
分担金及び負担金	0	0	0
使用料及び手数料	0	0	0
その他	0	0	0
行政収入合計(a)	0	0	0
行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 11,685	▲ 8,204	3,481
金融収支差額(d)	0	0	0
通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 11,685	▲ 8,204	3,481
特別収入(f)	0	0	0
当期収支差額(e)＋(h)	▲ 11,685	▲ 8,204	3,481

備考

物件費については、5年度は物件費に新システム移行に係る構築費とシステム保守委託費が計上されていたが、6年度はシステム保守委託費のみとなったため、減少となった。

問題点・課題

①災害時、被災者生活再建支援システムを活用し、円滑な被災者支援を行うための体制づくり
②発災時、効率的に運用できるよう実践的な研修の実施と、従事可能な職員の育成
③東京都生活再建支援システム利用協議会との連携
④発災時における受援体制の検討と整備
⑤罹災証明書のコンビニ交付対応

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、建物被害認定調査モバイルシステムの研修を実施する。	建物被害認定調査モバイルシステムの研修会を継続実施した。	６年度より開始した東京都主催の建物被害認定調査モバイルシステム研修に参加する。
②	引き続き、東京都主催の罹災証明書発行研修及び建物被害認定調査研修に参加する。	東京都主催の罹災証明書発行研修（夏季・冬季）に合計11名の職員が参加した。	引き続き、東京都主催の罹災証明書発行研修に参加し、従事可能職員の育成を行う。
③	マイナポータルからの申請受付環境整備を終える。	マイナポータル申請に向けた、制度整理を行った。	マイナポータル申請の構築を終える。

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

※共同利用版　→　７区（荒川区を含む）
35自治体（都内・区部を含む）

議会質問状況（要旨）

・平成２８年度６月会議　り災証明書の発行体制の強化について
・平成２９年度２月会議　被災者台帳の充実と適切な運用の準備について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-03-07	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	区民住宅管理運営	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	小菅、栗島、松本	内線	2824

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		
	01-01-01	区民住宅管理運営費
	01-01-02	区民住宅大規模改修費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　7　（　1995　）年度	根拠法令等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 荒川区民住宅条例及び同条例施行規則
終期設定	○ 有 ● 無　（　　）年度		
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	Ⅳ	環境先進都市
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成
	施策	02	快適な居住環境の形成

目的

中堅所得者層を対象とした住宅を供給することにより定住化の促進を図る。

対象者等

中堅所得世帯（主な入居要件：①所得金額が一定の範囲であること②自ら居住するため、住宅を必要とすること（原則として住宅を所有していない者）　③同居親族等を有すること）

内容

1　建設型住宅
・町屋五丁目住宅（町屋5-9-2・鉄筋コンクリート造・22階建て）
【区民住宅】4～22階、114戸
※区営住宅（高齢者住宅23戸・身体障害者住宅6戸）併設（1～3階）
※従前居住者用住宅（20戸）併設

2　業務内容
・入居者管理（区）：入居募集・許可、使用料決定・徴収、世帯員変更等の各種手続き等
・保守・管理（指定管理者）：清掃、設備保守点検、一般修繕、空き室修繕、共用部点検等

経過

平成 7年 4月 1日　西日暮里三丁目住宅（借上型）開設～平成27年3月31日終了
平成 9年 4月10日　東日暮里六丁目住宅（借上型）開設～平成29年3月31日終了
平成10年 4月 1日　町屋八丁目住宅（借上型）開設～平成30年3月31日終了
平成10年 4月20日　町屋五丁目住宅（建設型）開設
平成23年 4月 1日　多子世帯支援を開始(月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施)
平成27年 4月 1日　区内在住在勤要件を廃止、従前居住者用住宅開設(町屋五丁目住宅10戸)
近居世帯支援を開始(月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施)
平成30年 4月 1日　東京都住宅供給公社を指定管理者に指定（指定管理開始　平成18年4月）
令和 3年12月 1日　未修繕の空き室の予約制度を開始
令和 4年 4月 1日　エッセンシャルワーカー支援を開始(入居から5年間、月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で実施)、DIY実施要領の制定、従前居住者用10戸追加

必要性

良質な公共住宅の供給により、中堅ファミリー世帯の定住化を図る必要がある。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

○建物の維持管理は指定管理者が行い、入居手続、使用料の決定・徴収、入居者管理等は区が行う。

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	入居率(%)	91	91	95	98	99	入居戸数／総戸数
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	町屋五丁目住宅については、区民住宅として良好な住宅を供給する事業であるため、継続して実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	252,351	111,586	64,043	89,561	92,492	89,938	79,514
決算額（7年度は見込み）	249,688	98,666	59,314	80,828	83,470	78,916	79,514

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区民住宅戸数	124	124	124	114	114	114	114
新規入居者数	11	8	10	17	6	12	5

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
報償費	実績評価委員会報酬	20	報償費	実績評価委員会委員報酬	40	報償費	実績評価委員会委員報酬	80
需用費	共用部電気・水道	5,487	需用費	共用部光熱水費等	4,736	需用費	共用部光熱水費等	5,996
役務費	口座振替等手数料・強制執行補助者費用一式	65	役務費	口座振替等手数料・強制執行補助業者費用	13	役務費	口座振替等手数料・強制執行補助業者費用	875
委託料	指定管理料・口座振替事務処理委託	62,130	委託料	指定管理料・口座振替事務処理	56,313	委託料	指定管理料・口座振替事務処理	50,867
使用料等	住宅管理システムリース	1,441	使用料等	住宅管理ｼｽﾃﾑ賃借料、LED照明賃借料	1,974	使用料等	住宅管理ｼｽﾃﾑ賃借料、LED照明賃借料	2,506
負担金補助等	防災センター負担金	14,327	負担金補助等	防災センター負担金	15,840	負担金補助等	防災センター負担金	19,190

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	11,329	10,788	▲ 541	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	69,124	62,503	▲ 6,621	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	14,346	15,880	1,534	使用料及び手数料	155,751	160,657	4,906
減価償却費	95,905	95,905	0	その他	12,729	13,256	527
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	168,480	173,913	5,433
賞与・退職給与引当金繰入額	1,090	795	▲ 295	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 23,314	▲ 11,958	11,356
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	191,794	185,871	▲ 5,923	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 23,314	▲ 11,958	11,356
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 23,314	▲ 11,958	11,356

備考	令和5年度は退去が多く発生し、予算を流用するなどして空き室の修繕を行ったため、物件費が一時的に増加したものである。
問題点・課題	・施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕を実施する必要がある。 ・各居室おける設備改を実施するためには、設備の使えない期間が一定期間発生するため、一時転居用の空き室を確保する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	空室修繕の予算を適切に確保し、迅速に空室修繕を行うことで、入居率を向上させる。	迅速に空室修繕を行うことで、入居率が向上した。	引き続き、空室修繕の予算を適切に確保し、迅速に空室修繕を行うことで、入居率を向上させる。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 8 区　未実施 14 区　不明 0 区） 港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-03-08	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	都営住宅相談・募集事務	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	小菅、松本	内線	2824

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	都営住宅募集事務費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	昭和　27　（　1952　）年度	根拠法令等	都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例	
終期設定	○ 有 ● 無　（　　）年度			
実施基準	○ 法令基準内　● 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画

行政評価事業体系	分野	Ⅳ	環境先進都市
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成
	施策	02	快適な居住環境の形成

目的

都営住宅の地元割当や一般の募集時の相談体制を整備して、区民の住宅セーフティネットを確保する。

対象者等

入居を望んでいる都内在住の低額所得者（主な入居要件：（家族向け）①所得が一定の範囲内であること ②住宅に困っていること ③同居親族がいること（単身者向けは60歳以上であること））

内容

1　募集に関する問合せへの対応（通年）
2　空室の募集事務
　（申込書配付、説明）（年4回、2月上旬、5月上旬、8月上旬、11月上旬）
3　地元割当の募集事務
　（募集、申込受付、公開抽選、資格審査、合格通知発送、都への結果報告）

経過

昭和43年度　日常の相談業務、通常の募集に係る申込用紙の配布及び地元割当ての募集・受付・決定は、区の分担と再確認
（都区財調：基準財政需用額算定の中で規定）

必要性

荒川区内では23団地4,007戸（令和6年3月31日現在・都営住宅団地一覧による）、都内では1,533団地約24万9千戸の都営住宅がストックされている。区民・都民の住宅セーフティネットとして定着しており、事業の必要性は高い。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

・募集の問合せを通年受け付ける。・年4回の募集案内の配布及び説明を行う。・地元割当があったときは、区が募集事務全般を行う。

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	募集案内配布部数（部）	7,301	6,874	6,916	8,000	8,000	
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	東京都の低額所得者向けの住宅施策に協力する必要があるほか、区内の住宅確保要配慮者の受け皿としても必要である事業であるため、継続する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	77	92	93	93	93	93	81
決算額（7年度は見込み）	0	90	90	90	78	78	81

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地元割当募集戸数	0	3	3	5	2	3	3

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	印刷製本費	78	需用費	印刷製本費ほか	78	需用費	印刷製本費ほか	81

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	4,196	2,797	▲ 1,399	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	78	78	0	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	404	206	▲ 198	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 4,678	▲ 3,081	1,597
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	4,678	3,081	▲ 1,597	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 4,678	▲ 3,081	1,597
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 4,678	▲ 3,081	1,597

備考

物件費は、都営住宅地元割当に係る印刷製本費である。

問題点・課題

〇毎回、区内の募集戸数に対し、応募倍率は高い。
・令和6年11月…荒川区14.0倍（募集戸数69戸に対し申込者971人）（都全体 8.6倍）
・令和6年 5月…荒川区16.2倍（募集戸数33戸に対し申込者535人）（都全体 6.6倍）
・令和5年11月…荒川区15.2倍（募集戸数47戸に対し申込者716人）（都全体 7.5倍）
〇地元割当（令和6年11月）…平均16.3倍（募集戸数3戸に対し申込数49名）
※上記から、今後も地元割当住戸数を確保する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き地元割当の戸数を確保できるよう、東京都へ働きかける。	令和6年11月に地元割当として3戸の募集を実施し、49名の応募があった。	引き続き、地元割当の戸数を確保できるよう、東京都へ働きかける。
②			
③			

他区の実施状況

（実施 22 区　未実施 0 区　不明 0 区）

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-03-09	戦略プラン	○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	住宅対策審議会	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	加藤・松本	内線	2822

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	住宅対策審議会費

事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 7年度 ○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成 8 （ 1996 ） 年度	根拠法令等	荒川区住宅基本条例、荒川区住宅対策審議会規則
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画

行政評価事業体系	分野	Ⅳ	環境先進都市
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成
	施策	02	快適な居住環境の形成

目的	区長の附属機関として、区の住宅施策に関する重要な事項を審議する。
対象者等	区民等
内容	1　審議会 区長の諮問に応じ、区の住宅に関する施策について重要な事項を審議し、答申する。 2　委員構成 学識経験者、区議会議員、区民、区職員 3　委員定数 15名以内 4　任期 2年
経過	平成19～20年度 第10～15回住宅対策審議会「荒川区における新たな住宅政策のあり方」（審議、答申） 平成25年度 第16～18回住宅対策審議会　「荒川区民住宅の今後のあり方」（審議、答申） 平成29～30年度 住宅マスタープラン改定に向け、第19～22回住宅対策審議会において審議、答申
必要性	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。
実施方法	（ 1直営 ）　（ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ○荒川区住宅基本条例及び荒川区住宅対策審議会規則により荒川区住宅対策審議会を設置し、実施する。

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	住みよさ(%)	92	93	90	92	94	区政世論調査
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要な事業であるため、継続して実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	499	599	406	398	792	397	397
決算額（7年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	397

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
住宅対策審議会の開催	0	0	0	0	0	0	2

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	0	報酬	委員報酬	0	報酬	委員報酬	262
旅費	委員交通費	0	旅費	委員交通費	0	旅費	委員交通費	26
需用費	審議会賄	0	需用費	審議会賄	0	需用費	審議会賄	4
役務費	速記料	0	役務費	速記料	0	役務費	速記料	97
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	8

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
行政費用	給与関係費	420	400	▲ 20	行政収入	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	40	29	▲ 11	行政収支差額(a)－(b)＝(c)		▲ 460	▲ 429	31
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)		460	429	▲ 31	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 460	▲ 429	31
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 460	▲ 429	31

備考	
問題点・課題	必要な住宅施策を検討する際には、適時速やかに審議会開催の準備体制を整える必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等をし、必要に応じて審議会を開催する。	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等を行い、開催するための準備を行った。	住宅対策審議会の運営に必要な予算措置等を行い、必要に応じて審議会を開催する。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 10 区　未実施 12 区　不明 0 区） 設置している区　新宿区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、足立区
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-03-10	戦略プラン	○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事		
事務事業名	住宅マスタープランの推進	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	加藤・松本	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 7年度 ○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業		
開始年度	平成 4 （ 1992 ） 年度	根拠法令等	住生活基本法、荒川区住宅基本条例		
終期設定	○ 有 ● 無 （ ） 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅳ	環境先進都市		
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成		
	施策	02	快適な居住環境の形成		

目的

住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進行管理を行う。

対象者等

内容

○改定主旨

平成18年6月、「住生活基本法」が制定され、国においては、全国的な住宅ストックの充足や少子・高齢化、人口の減少などの社会情勢の変化を踏まえて「量」の確保から「質」の向上へと住宅政策の転換を本格化させるため、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）を平成28年3月に改定した。

区においても、こうした国の動向や都の動向、区の住宅を取り巻く状況を踏まえ、平成31年3月、全面的な改定を行った。

○基本目標

目標１ 安全で安心な住まいと住環境の整備
目標２ 良好で快適な住宅ストックの確保と活用
目標３ 誰もが安心して住み続けられる住まいの確保

経過

平成 4年 7月 第1次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成3年度～平成12年度）
平成12年 3月 第2次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成13年度～平成22年度）
平成20年 1月 荒川区住宅対策審議会へ「新たな住宅政策のあり方」について諮問
平成20年12月 荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅政策のあり方」について答申
平成21年 3月 第3次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成21年度～平成30年度）
平成29年12月 荒川区住宅対策審議会へ「新たな住宅施策のあり方について」について諮問
平成30年10月 荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅施策のあり方について」について答申
平成31年 3月 第4次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成31年度～令和10年度）

必要性

区の住宅施策を総合的・体系的に推進していくための基本計画として必要である。

実施方法

（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ）

①住宅対策審議会へ諮問･答申 ②素案作成 ③パブリックコメントの実施 ④住宅マスタープラン策定
※策定後は、住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進行管理を行っている。

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	住みよさ（%）	92	93	90	92	94	区政世論調査
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	住宅マスタープランは、安全で安心な住まいと住環境の整備の基本的な方針を定めたものであり、その実現に必要な事業であるため、継続して実施する。

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	－	－	－	－	－	－	－
決算額（7年度は見込み）	－	－	－	－	－	－	－

実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

（単位：千円）

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用	給与関係費	1,259	1,199	▲ 60	行政収入 地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	121	88	▲ 33	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 1,380	▲ 1,287	93
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,380	1,287	▲ 93	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 1,380	▲ 1,287	93
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 1,380	▲ 1,287	93

備考	行政コストについては、職員配置の見直しにより給与関係費が減少した。
問題点・課題	平成３０年度に策定した住宅マスタープラン（計画年度平成３１年度から令和１０年度まで）に位置付けられた施策・事業の進行管理を行い、区の事業の進捗状況や効果を把握する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進捗状況の把握に努め、進行管理を行っていく。	住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進捗状況や効果を把握した。	引き続き、住宅マスタープランに位置づけられた施策・事業の進捗状況の把握に努め、進行管理を行っていく。
②			
③			

他区の実施状況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）

議会質問状況（要旨）	・平成15年2定　新たな住宅マスタープランの策定について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-03-13	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	従前居住者用住宅管理運営	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	小菅、栗島、松本	内線	2824

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		
	01-13-01	従前居住者用住宅管理運営費
	01-13-02	従前居住者用住宅大規模改修費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度　）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	平成　27　（　2015　）年度	根拠法令等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、荒川区従前居住者用住宅条例
終期設定	○ 有 ● 無　（　　）年度		
実施基準	● 法令基準内　○ 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	Ⅵ	安全安心都市
	政策	11	防災・防犯のまちづくり
	施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

密集住宅市街地整備促進事業、都市防災不燃化促進事業及び東京都市計画事業の施行に伴い住宅に困窮することとなる者に対し、賃貸住宅を提供することにより、区民の生活の安定と福祉の増進を図る。

対象者等

○密集住宅市街地整備促進事業等の施行により住宅に困窮する者
○主な入居要件：単身又は同居の親族を有する者。建替え又は除却となる住宅に引き続き1年以上居住している。低所得である（仮住居は除く）。独立して日常生活を営むことができる。

内容

1　住宅の概要
　①荒川二丁目住宅（荒川2-49-7、鉄筋コンクリート造、16戸）※借上げ
　②町屋五丁目住宅（町屋5-9-2、　鉄筋コンクリート造、20戸）
2　使用料
　公営住宅法に基づく低廉な使用料
3　業務内容
　①荒川二丁目住宅　区：入居者管理（入居許可、使用料決定、使用料徴収、各種手続）
　　ＵＲ：建物の維持管理（借上げ住戸内は区）
　②町屋五丁目住宅　区：入居者管理（入居許可、使用料決定、使用料徴収、各種手続）
　　指定管理者（東京都住宅供給公社）：建物の管理

経過

平成24年度	荒川二･四･七丁目地区のまちづくりに関する協定に基づき、ＵＲに対し従前居住者用住宅の建設を要請
平成27年4月 1日	従前居住者用住宅開設（条例施行）荒川二丁目住宅6戸、町屋五丁目住宅10戸
平成29年～令和元年	荒川二丁目住宅の管理戸数を6戸から10戸に変更
令和 2年3月31日	荒川二丁目住宅の管理戸数のうち1Kを1戸返還
令和 2年6月30日	荒川二丁目住宅の管理戸数を9戸から、1LDKを1戸追加し10戸に変更
令和 4年4月 1日	町屋五丁目住宅の管理戸数を10戸から20戸に変更
令和 4～令和5年	荒川二丁目住宅の管理戸数を10戸から、13戸に変更
令和 6年6月30日	荒川二丁目住宅の管理戸数を13戸から、1Kを1戸追加し14戸に変更
令和 7年6月30日	荒川二丁目住宅の管理戸数を14戸から、1Kを1戸1LDKを1戸追加し16戸に変更

必要性

密集住宅市街地整備促進事業等を推進するにあたり、事業の施行に伴って住宅に困窮する方に対し住宅を賃貸することで、区民の生活の安定が図られるため、必要性は高い。

実施方法

（ 2一部委託 ）　（ 直営の場合　○ 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

入居手続き・使用料の決定及び徴収・入居者管理は区が行い、建物の維持管理については、町屋五丁目住宅は指定管理者、荒川二丁目住宅はＵＲ（住戸内は区）が行う。

指標

	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	入居希望者の入居率（%）	100	100	100	100	100	事業施行に伴い住宅に困窮する区民に、住宅を供給できる割合
②							
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
推進	推進	密集住宅市街地整備促進事業等の推進のために、代替住宅の供給は重要な事業であるため、推進する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	34,031	21,541	16,293	38,922	44,875	32,211	32,857
決算額（7年度は見込み）	31,539	18,747	15,534	30,858	42,122	28,870	32,857

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
設置戸数	20	20	20	31	33	34	36

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
需用費	共用部光熱水費・家屋等修繕費	1,785	需用費	共用部光熱水費・家屋等修繕費	811	需用費	共用部光熱水費・家屋等修繕費	1,796
役務費	口座振替手数料	2	役務費	口座振替手数料	3	役務費	口座振替手数料	10
委託料	指定管理料	22,165	委託料	指定管理料・口座振替事務処理	8,952	委託料	指定管理料・口座振替事務処理	9,018
使用料等	借上住宅料	15,667	使用料等	借上住宅料、LED照明賃借料	16,331	使用料等	借上住宅料、LED照明賃借料	18,680
負担金補助等	防災センター負担金	2,503	負担金補助等	防災センター負担金	2,772	負担金補助等	防災センター負担金	3,353

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
行政費用	給与関係費	4,615	2,797	▲ 1,818	行政収入	地方税等	0	0	0
	物件費	38,774	26,098	▲ 12,676		国庫支出金	7,566	8,058	492
	維持補修費	845	0	▲ 845		都支出金	3,783	4,029	246
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	2,504	2,772	268		使用料及び手数料	10,752	13,260	2,508
	減価償却費	11,623	11,623	0		その他	2,018	2,379	361
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	24,119	27,726	3,607
	賞与・退職給与引当金繰入額	444	206	▲ 238	行政収支差額(a)－(b)＝(c)		▲ 34,686	▲ 15,770	18,916
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
	行政費用合計(b)	58,805	43,496	▲ 15,309	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 34,686	▲ 15,770	18,916
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 34,686	▲ 15,770	18,916

備考	令和5年度の物件費は、空き室修繕の際に合わせ設備更新を行ったため、一時的に増加したものである。
問題点・課題	・密集住宅市街地整備促進事業、東京都市計画事業の進捗に合わせ、必要な住戸数を確保する必要がある。 ・確保できる住宅には限りがある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、密集事業、都市計画道路事業等の進捗に合わせ、適切な住戸数の確保に努める。	密集事業、都市計画道路事業等の進捗に合わせ、適切に住戸数を確保するとともに、居住者の管理を行った。	引き続き、密集事業、都市計画道路事業等の進捗に合わせ、適切な住戸数の確保に努める。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）
	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区
議会質問状況（要旨）	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-03-18	戦略プラン	○ 協働　○ 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	安心居住推進事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	杉山
		担当者名	小菅、栗島	内線	2824

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-16-01	安心居住推進事業費

事務事業の種類	● 新規事業　（ ● 7年度　○ 6年度 ）	○ 建設事業	○ それ以外の継続事業
開始年度	令和　5　（ 2023 ）年度	根拠法令等	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
終期設定	○ 有 ● 無　（　　）年度		
実施基準	○ 法令基準内　○ 都基準内　● 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系			
	分野	Ⅳ	環境先進都市
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成
	施策	02	快適な居住環境の形成

目的

住宅セーフティネット制度に基づき、高齢者等住宅確保に配慮が必要な方のために、民間の空き家や入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進する。

対象者等

区内で住宅セーフティネット制度に基づく「入居を拒まない登録住宅」のうち、高齢者等の「専用住宅」として登録を受けた賃貸人。

内容

○専用住宅登録の周知
　住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を増やすために、区内の賃貸住宅の所有者に対して制度周知を図り、専用住宅の登録を促す。
○改修費補助制度
　バリアフリー改修等工事を行う者に対し、工事費の一部を補助する。
○家賃低廉化補助制度
　入居者の負担と家賃滞納のリスクを減らすため、家賃の一部を補助する。
○居住支援協議会
　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、不動産関係団体、福祉関係団体、荒川区（福祉部局・住宅部局）で組織された協議会。

経過

令和５年９月　荒川区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱制定
　　荒川区住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金交付要綱制定
令和６年７月　荒川区居住支援協議会設立

必要性

低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保に配慮が必要な方のために、民間の空き家・空き室の入居を支援するために必要な事業である。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　○ 会計年度任用職員 ）

①宅地建物取引業協会を通じて不動産業者へ区の取組と制度の周知　②改修費補助の申請受付・実行　③家賃低廉化補助の申請受付・実行　④居住支援協議会の開催

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	指標に関する説明
①	改修費補助件数		0	0	5	5	
②	家賃低廉化補助件数		0	0	5	10	
③	居住支援協議会（連絡会含む）の開催数		-	3	4	5	

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
継続	継続	高齢者等住宅確保に配慮が必要な方が、安心して居住できる住宅を確保することを目的とした事業であるため、継続して実施する。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			－	－	10,631	10,416	10,640
決算額（7年度は見込み）			－	－	163	16	10,640

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
改修費補助件数					0	0	5
家賃低廉化補助件数					0	0	5
居住支援協議会（連絡会含む）の開催数					-	3	4

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
委託料	パンフレット製作委託	163	報償費	居住支援協議会委員謝礼	14	報償費	居住支援協議会委員謝礼	28
負担金及び交付金	改修費補助、家賃低廉化補助	0	需用費	食糧費	2	需用費	食糧費	3
			負担金及び交付金	改修費補助、家賃低廉化補助	0	委託料	パンフレット製作委託	209
						負担金及び交付金	改修費補助、家賃低廉化補助	10,400

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	3,357	2,797	▲ 560	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	163	2	▲ 161	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	14	14	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額	323	206	▲ 117	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 3,843	▲ 3,019	824
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	3,843	3,019	▲ 824	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 3,843	▲ 3,019	824
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 3,843	▲ 3,019	824

備考

・協議会の運営に係る給与関係費が、行政費用の多くを占めている。

問題点・課題

・賃貸人に対して、制度を周知する必要がある。
・福祉部局と住宅部局の連携を強化するとともに、住宅確保要配慮者の居住につながる具体的支援を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者の居住支援に繋げる。	令和6年7月に居住支援協議会を設立し、福祉部局、住宅部局、関係団体が連携し、住宅確保要配慮者を支援する体制を構築した。	居住支援協議会の会員に居住支援法人を追加し、住宅確保要配慮者の居住支援を充実させる。
②	専用住宅に登録する大家を増やすため、改修費補助及び家賃補助制度を引き続きＨＰに掲載する。	専用住宅に登録する大家を増やすため、改修費及び家賃の補助制度をＨＰに掲載し周知を図るとともに、効果的な周知方法を検討した。	専用住宅に登録する大家を増やすため、居住支援協議会を通じ、加盟団体から大家に対する情報提供を依頼する。
③			

他区の実施状況

（実施 21 区　未実施 1 区　不明 0 区）

改修費補助制度：墨田区、豊島区、練馬区、北区、中野区
家賃低廉化補助制度：墨田区、豊島区、練馬区、北区、足立区、世田谷区、品川区、渋谷区、杉並区
居住支援協議会：中央区以外の２１区

議会質問状況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	11-03-19	戦略プラン	○ 協働　● 業務　○ 財務　○ 人事		
事務事業名	整備地域不燃化加速事業	部課名	防災都市づくり部住まい街づくり課	課長名	村山
		担当者名	加藤　古川　池ノ谷	内線	2826

事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		
	01-12-04	整備地域不燃化加速事業費

事務事業の種類	○ 新規事業　（ ○ 7年度　○ 6年度 ）	○ 建設事業	● それ以外の継続事業
開始年度	令和　5　（ 2023 ）年度	根拠法令等	東京都防災都市づくり推進計画 荒川区整備地域不燃化加速事業制度要綱
終期設定	● 有　○ 無　令和　7　（ 2025 ）年度		
実施基準	○ 法令基準内　● 都基準内　○ 区独自基準	計画区分	○ 計画　● 非計画

行政評価事業体系		
分野	Ⅵ	安全安心都市
政策	11	防災・防犯のまちづくり
施策	03	災害に強い街づくりの推進

目的

東京都防災都市づくり推進計画により、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域（不燃化特区区域を除く）において、老朽木造建築物の建替え補助制度を導入することにより、不燃化・耐震化を促進することで、災害に強い街づくりを推進する。

対象者等

整備地域（不燃化特区区域を除く）における次に掲げる者
1　老朽木造建築物の建替えを行う建築主
2　個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）

内容

1　補助対象建物
解体する建物：耐火又は準耐火建築物でない築15年以上の木造建物
新築する建物：耐火又は準耐火建築物

2　助成金額
次の①、②を合算した額
①除却工事費又は既存建築物の延床面積（500㎡限度）×26,000円/㎡のどちらか低い額
②建築設計・工事監理費又は単価表（新築建物延床面積に応じた上限額あり）に該当する金額のどちらか低い額

経過

令和5年 3月　荒川区整備地域不燃化加速事業制度要綱制定
令和5年10月　荒川区整備地域不燃化加速事業制度要綱一部改正（契約に関する条件の緩和等）
令和7年 3月　荒川区整備地域不燃化加速事業制度要綱一部改正（細街路に関する条件の緩和）

必要性

不燃化特区区域に比べ総合的な地域危険度は高くないものの、東京都が定める整備地域であり、老朽木造建築物が集積しているため、防災性及び住環境の向上を図る必要がある。

実施方法

（ 1直営 ）　（ 直営の場合　● 常勤職員　● 会計年度任用職員 ）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移 4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	指標に関する説明
①	助成件数 千駄木・向丘・谷中地域		0	1	3	16	実績件数
②	助成件数 荒川地域		3	11	16	20	実績件数
③							

事務事業の分類 7年度	8年度	分類についての説明・意見等
推進	休止・完了	令和5年度から令和7年度まで（3か年）の期間限定で実施している、対象地域内の老朽木造建築物の不燃化・耐震化を促進するための事業である。

No2

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			ー	ー	25,572	68,512	111,112
決算額（7年度は見込み）			ー	ー	6,889	45,329	111,112

実績の推移 事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
建替え助成（件数）					3	12	19

予算・決算の内訳

令和5年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和6年度（決算） 節	主な事項	金額（千円）	令和7年度（予算） 節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	建設事業補助金	6,889	負担金補助及び交付金	建設事業補助金	45,329	負担金補助及び交付金	建設事業補助金	111,112

（単位：千円）

行政コスト計算書 勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
行政費用 給与関係費	3,776	2,324	▲ 1,452	行政収入 地方税等	0	0	0
物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	3,443	22,661	19,218
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,443	22,661	19,218
賞与・退職給与引当金繰入額	363	171	▲ 192	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 7,585	▲ 25,163	▲ 17,578
その他行政費用	6,889	45,329	38,440	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	11,028	47,824	36,796	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 7,585	▲ 25,163	▲ 17,578
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 7,585	▲ 25,163	▲ 17,578

備考	対象地域内の建物所有者への制度周知が行えたこと、並びに令和5年度に交付内定し令和6年度に助成を行った建替えがあったため、その他行政費用が増大している。
問題点・課題	令和7年度で完了する事業のため、対象地域内の建物所有者に対して補助制度内容及び事業完了を確実に周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	町会等とも連携し、補助制度の確実な周知により、引き続き建替え促進を図る。	町会等とも連携し、補助制度の確実な周知により、建替え促進を図った。	補助制度の内容及び終期を確実に周知していき、建替え促進を図る。
②			
③			

他区の実施状況	（実施 5 区　未実施 17 区　不明 0 区）
	品川区、台東区、目黒区、北区は除却のみ（土地の細分化不可）でも助成対象
議会質問状況（要旨）	令和２年度11月会議　魅力ある街づくりに向けて（不燃化特区地域の拡大） 令和４年度 2月会議　木造住宅密集地域における補助制度の拡充について（不燃化特区周辺地域への支援）